

寄 居 町 障 害 者 計 画
第 5 期 寄 居 町 障 害 福 祉 計 画
(第 1 期 寄 居 町 障 害 児 福 祉 計 画)
(平 成 3 0 年 度 ~ 平 成 3 2 年 度)

(案)

平成30年3月

寄 居 町

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
5 計画の推進体制	4
第2章 障害者の現状と関連制度	
1 人口の現状	5
2 障害者の現状	6
3 「福祉に関するアンケート調査」の実施	10
4 関連制度の動向	25

第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の基本理念と基本目標・基本方針	
1 基本理念	32
2 基本目標・基本方針	33
第2章 障害者計画の施策展開	
1 重点的な取組	34
2 障害者計画の達成状況と施策展開	36
Ⅰ 障害の発生予防・早期発見	36
Ⅱ 自立の促進	49
Ⅲ 総合的な支援体制の確立	63

第3部 障害福祉計画等

第1章 障害福祉計画等の基本的な考え方	
1 これまでの障害福祉計画と第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)	70
2 障害福祉サービス利用者の見通し	71
第2章 平成32年度における数値目標等	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	72
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
3 福祉施設から一般就労への移行等	73
4 地域生活支援拠点等の整備について	74
5 障害児支援の提供体制の整備等	75
第3章 障害福祉サービス見込量	
1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容	76
2 指定障害福祉サービス見込量	81
3 地域生活支援事業見込量	86

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、障害のある人も地域で安心して暮らせる社会、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害福祉施策に取り組んでいます。

平成18年4月に、「障害者自立支援法」が施行され、市町村障害福祉計画の策定が義務付けられて以降、平成24年6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は、平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となりました。

平成27年には「障害者総合支援法」及び児童福祉法が一部改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障害児支援等に関する事項が定められました。

また、障害福祉計画等における国の基本方針の見直しが行われ、次のような基本的理念が示されました。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

さらに、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」が施行され、障害を理由とする「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」について義務化されました。

本計画は、こうした法改正の変遷や障害者を取り巻く社会情勢等の変化を鑑み、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境をつくることを目指し、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「寄居町障害者計画・第5期寄居町障害福祉計画（第1期寄居町障害児福祉計画）」を一体的に策定するものです。

2 計画の性格及び位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく町の「障害者のための施策に関する基本的な計画」となる「町障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」となる「町障害福祉計画」、さらに児童福祉法第33条第20項の規定による「町障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

国及び県が策定した関連計画や、町の基本計画及びその他町が策定した各計画などとの整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

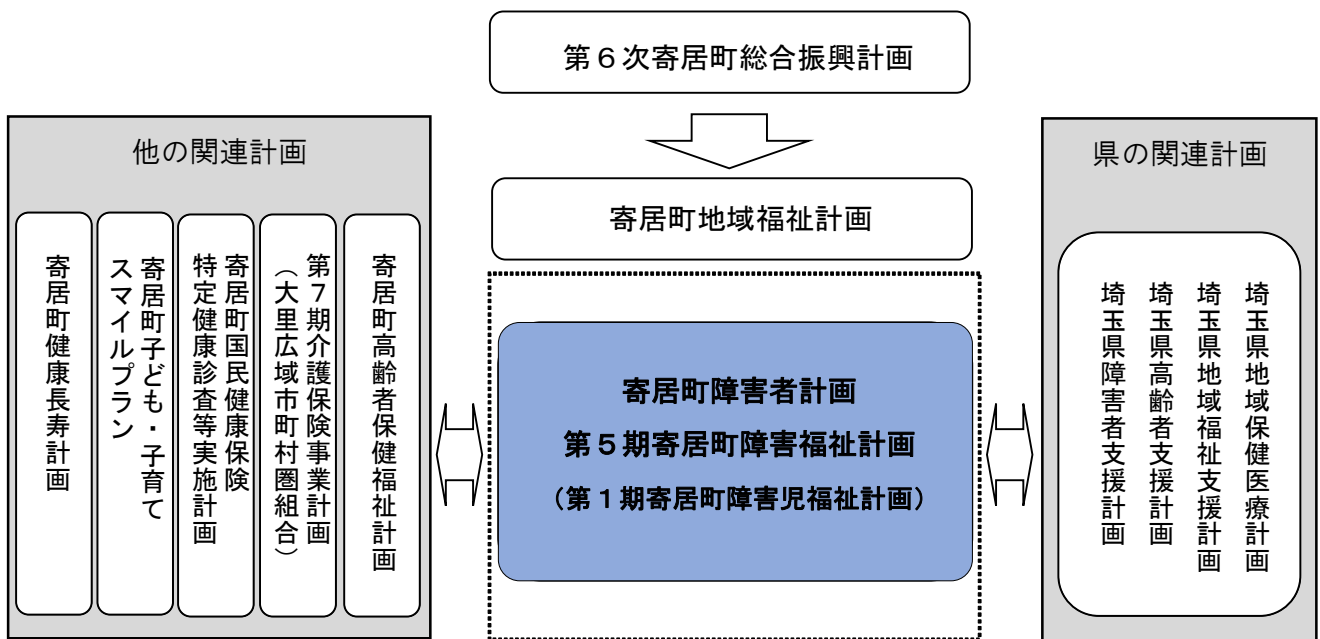


図 他の計画との関係

3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 計画の期間

区 分	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第6次寄居町総合振興計画	基本構想(平成29年度～平成38年度)					
	前期基本計画(平成29年度～平成33年度)				後期基本計画	
	→					
寄居町地域福祉計画	(平成28年度～平成32年)			次期計画		
寄居町障害者計画 第5期寄居町障害福祉計画 (第1期寄居町障害児福祉計画)	(平成30年度～平成32年度)			次期計画		
寄居町高齢者保健福祉計画	(平成30年度～平成32年度)			次期計画		
大里広域市町村圏組合 第7期介護保険事業計画	(平成30年度～平成32年度)			次期計画		
寄居町国民健康保険 特定健康診査等実施計画	(平成30年度～平成34年度)					次期計画
寄居町子ども・子育て スマイルプラン	(平成27年度～ 平成31年度)		次期計画			
寄居町健康長寿計画 (健康増進計画) (食育推進計画) (自殺対策計画)	(平成30年度～平成34年度)					次期計画

4 計画の策定体制

計画課題を整理するため、平成29年7月に、町内在住の手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の全所持者の方を対象に「福祉に関するアンケート調査」を行い、障害者の生活状況やサービスの利用状況・今後のサービスの利用意向などを把握しました。

5 計画の推進体制

本町は、本計画に定める施策の実施状況の把握及び効果の確認等を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

さらに、「大里地域自立支援協議会」からの意見や報告とともに、障害者団体、事業者、関係機関等との協議・意見交換等も計画の策定・見直しに反映させていきます。

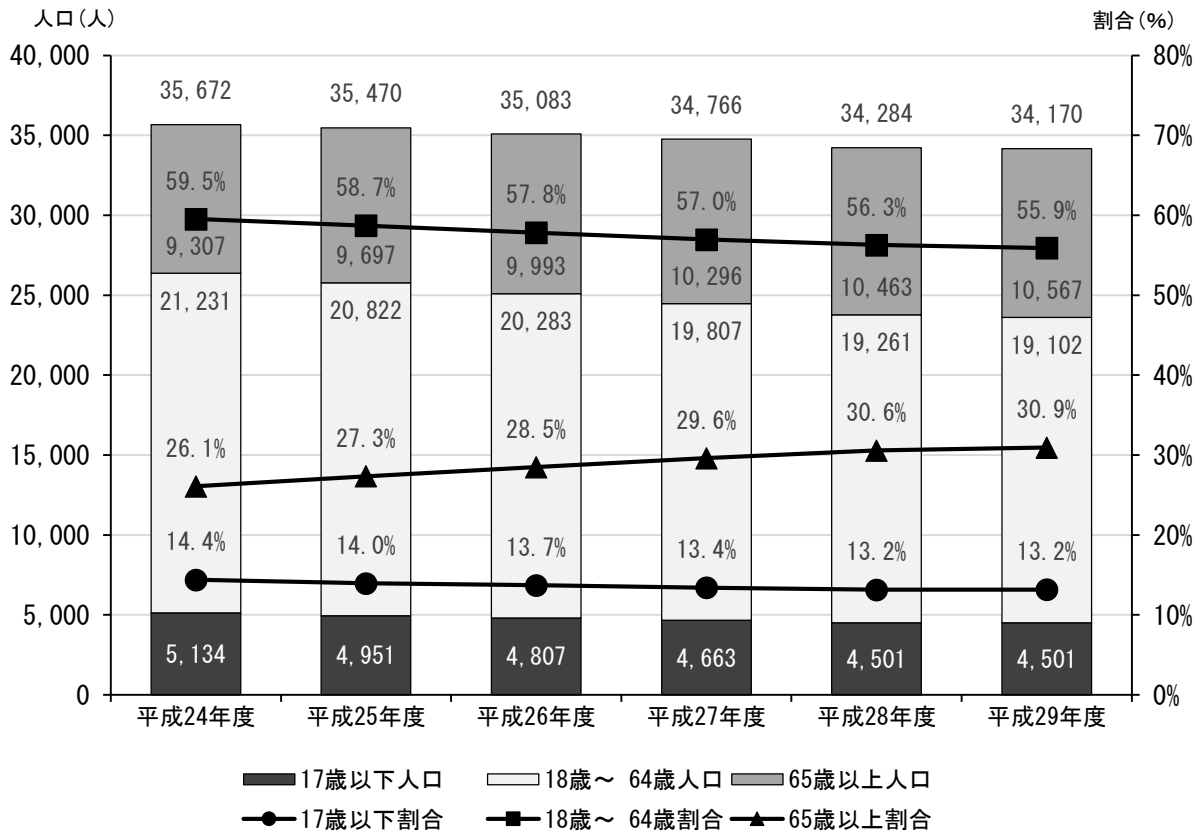
第2章 障害者の現状と関連制度

1 人口の現状

本町の総人口（外国人含む）は、年々減少傾向にあり、平成24年3月31日においては35,672人でしたが、平成29年10月1日現在の総人口は34,170人となっています。

年齢別の構成をみると、64歳以下の人口は減少しているものの、65歳以上の高齢者の人口は増加しています。平成29年10月1日現在の高齢者が占める割合は30.9%となり、平成24年における構成比26.1%よりも4.8ポイント上昇しています。

人口の推移



* 各年度末現在の総人口(外国人含む)。平成29年度は10月1日現在。

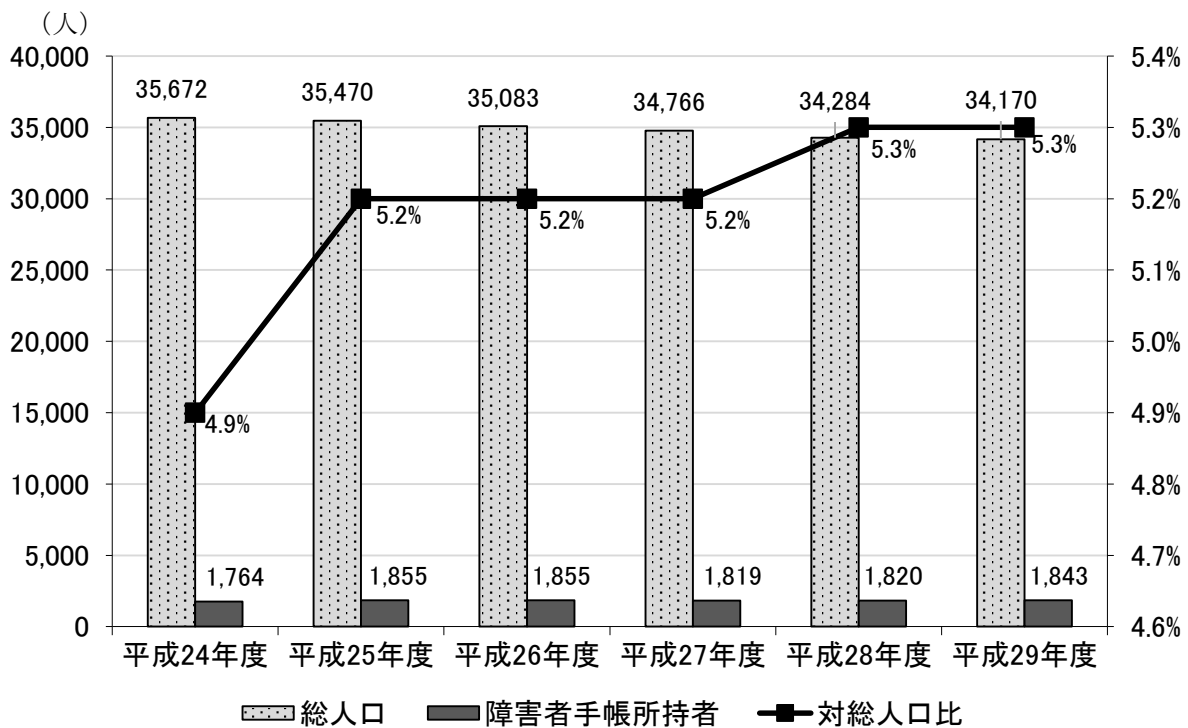
2 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数

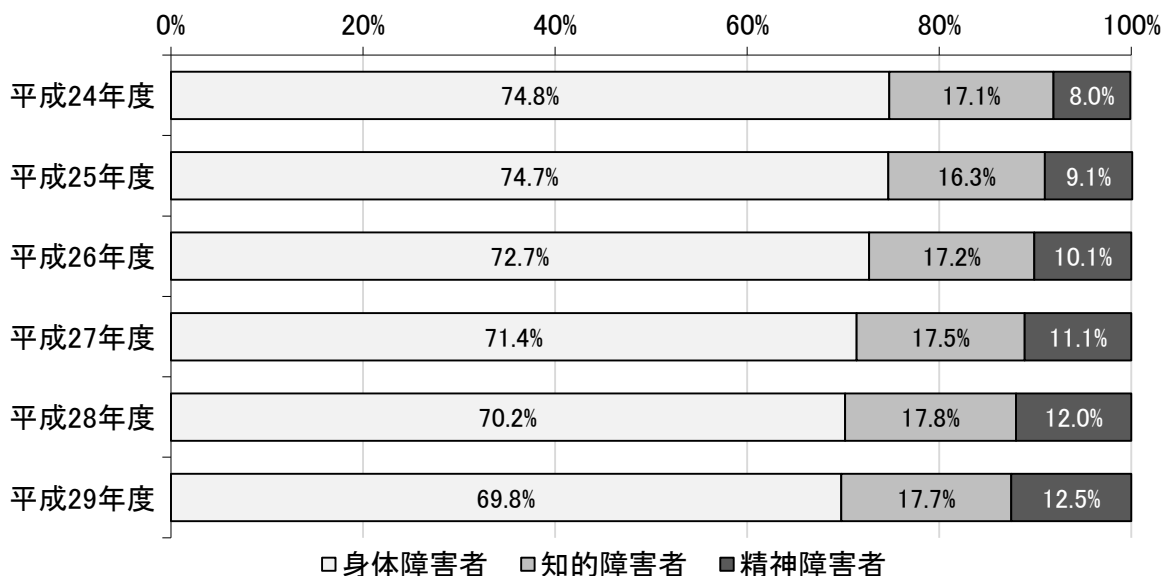
人口減少・高齢化が進む中で、障害者手帳所持者数はほぼ横ばいの傾向にありますが、知的障害者と精神障害者についてはやや増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成24年の8.0%に対し平成29年には12.5%と4.5ポイント増加しています。

障害者手帳所持者総数の年次推移

* 各年度末現在。平成29年度は10月1日現在。



障害者手帳別構成の推移



(2) 身体障害者手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

身体障害者手帳の等級別交付状況の内訳をみると、1級が452人と最も多く35.1%となっています。重度障害者である1級・2級を合わせると、636人で49.4%となりほぼ半数となります。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳までが314人で24.4%、65歳以上は949人で73.8%となっています。

65歳以上で1級・2級の高齢重度障害者は445人となり34.6%を占めています。

障害種類別交付状況をみると、肢体不自由が679人で52.8%と過半数を超え、内部障害が404人で31.4%となります。

65歳以上で肢体不自由の方は485人となり、身体障害者手帳所持者全体の37.7%、内部障害は315人で同24.5%を占めています。

身体障害者手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	構成比
65歳以上	324	121	162	238	50	54	949	73.8%
18歳～64歳	120	54	42	55	24	19	314	24.4%
17歳以下	8	9	5	0	1	0	23	1.8%
総数(人)	452	184	209	293	75	73	1,286	
構成比	35.1%	14.3%	16.3%	22.8%	5.8%	5.7%		100.0%

身体障害者手帳の障害種類別所持者数 (平成29年10月1日現在)

区分	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体 不自由	内部	総数	構成比
65歳以上	62	71	16	485	315	949	73.8%
18歳～64歳	26	21	4	174	89	314	24.4%
17歳以下	1	2	0	20	0	23	1.8%
総数(人)	89	94	20	679	404	1,286	
構成比	6.9%	7.3%	1.6%	52.8%	31.4%		100.0%

(3) 療育手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

療育手帳の等級別交付状況の内訳をみると、B(中度)が109人と最も多くなっています。次いでC(軽度)が78人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が244人で74.6%、17歳以下が55人で16.8%を占めています。

療育手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

区分	④(最重度)	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	総数	構成比
65歳以上	2	7	19	0	28	8.6%
18歳～64歳	51	58	79	56	244	74.6%
17歳以下	10	12	11	22	55	16.8%
総数(人)	63	77	109	78	327	
構成比	19.3%	23.5%	33.3%	23.9%		100%

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳の等級別交付状況の内訳をみると、2級が124人と最も多く、次いで3級が84人となっています。

年齢別交付状況をみると、18歳から64歳が193人で83.9%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数 (平成29年10月1日現在)

区分	1級	2級	3級	総数	構成比
65歳以上	11	13	9	33	14.3%
18歳～64歳	11	109	73	193	83.9%
17歳以下	0	2	2	4	1.8%
総数(人)	22	124	84	230	
構成比	9.6%	53.9%	36.5%		100%

(5) 自立支援医療受給者証（精神通院用）の受給者数

（平成29年10月1日現在）

自立支援医療受給者証（精神通院用）の年齢別受給者数をみると、18歳から64歳が331人で78.3%を占めています。

自立支援医療受給者証の受給者数（平成29年10月1日現在）

区分	精神通院	構成比
65歳以上	62	14.6%
18歳～64歳	331	78.3%
17歳以下	30	7.1%
総数(人)	423	100%

3 「福祉に関するアンケート調査」の実施

(1) 調査の概要

「福祉に関するアンケート調査」は、町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の方を対象に実施し、生活の状況やサービスの利用状況、利用意向などを調査しました。

回収数は770人、有効回収率は45.8%となっています。

なお、本文及び図表内の数値の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。また、複数の手帳を所持している方がいるため、全体と各障害者数の合計は異なります。

調査の内容と方法

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
調査対象	身体障害者手帳所持者 (町内在住)	療育手帳所持者 (町内在住)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (町内在住)
配布数	1,210人	308人	224人
有効回収数	608票	107票	101票
	770票		
有効回収率	50.2%	34.7%	45.1%
	45.8%		
調査方法	郵送配布・回収		
調査期間	平成29年7月6日～25日		

(2) 主な調査結果

① 住まいや暮らしについて

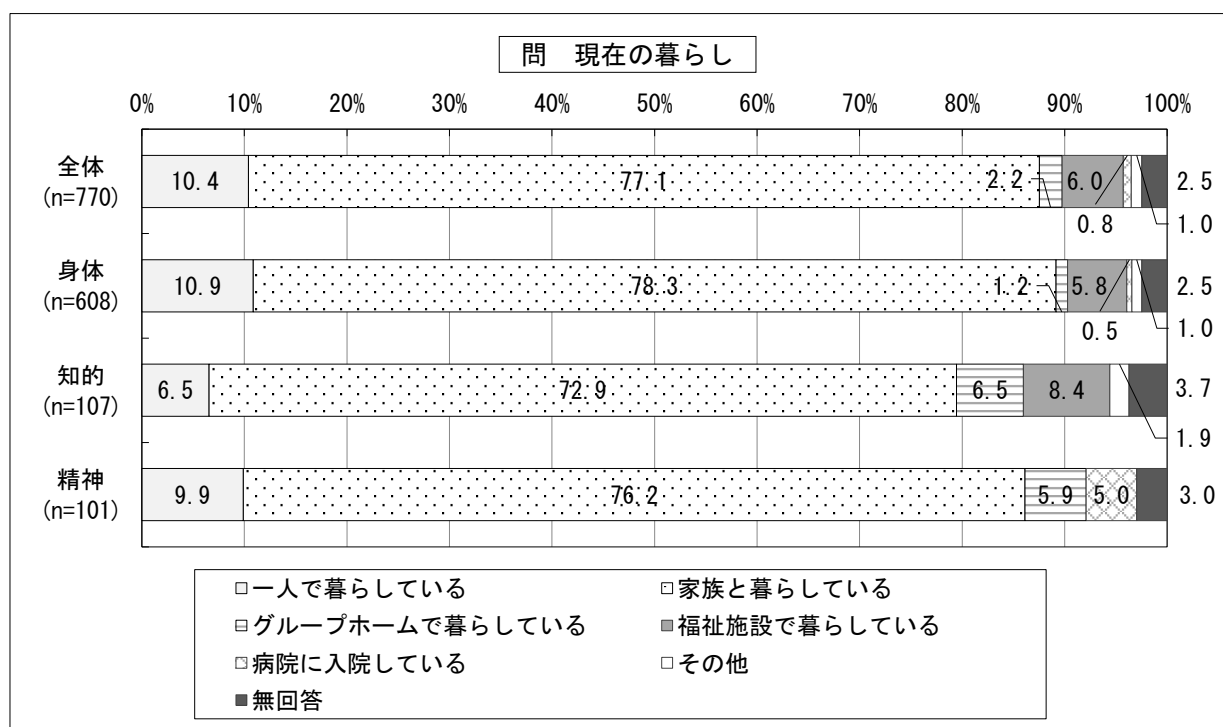
現在の暮らしでは、「家族と暮らしている」が全体では77.1%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が10.4%、「福祉施設で暮らしている」が6.0%、「グループホームで暮らしている」が2.2%となっています。

なお、施設で暮らしている（「グループホームで暮らしている」「福祉施設で暮らしている」）割合は、身体障害者では7.0%、知的障害者では14.9%、精神障害者は5.9%となっています。

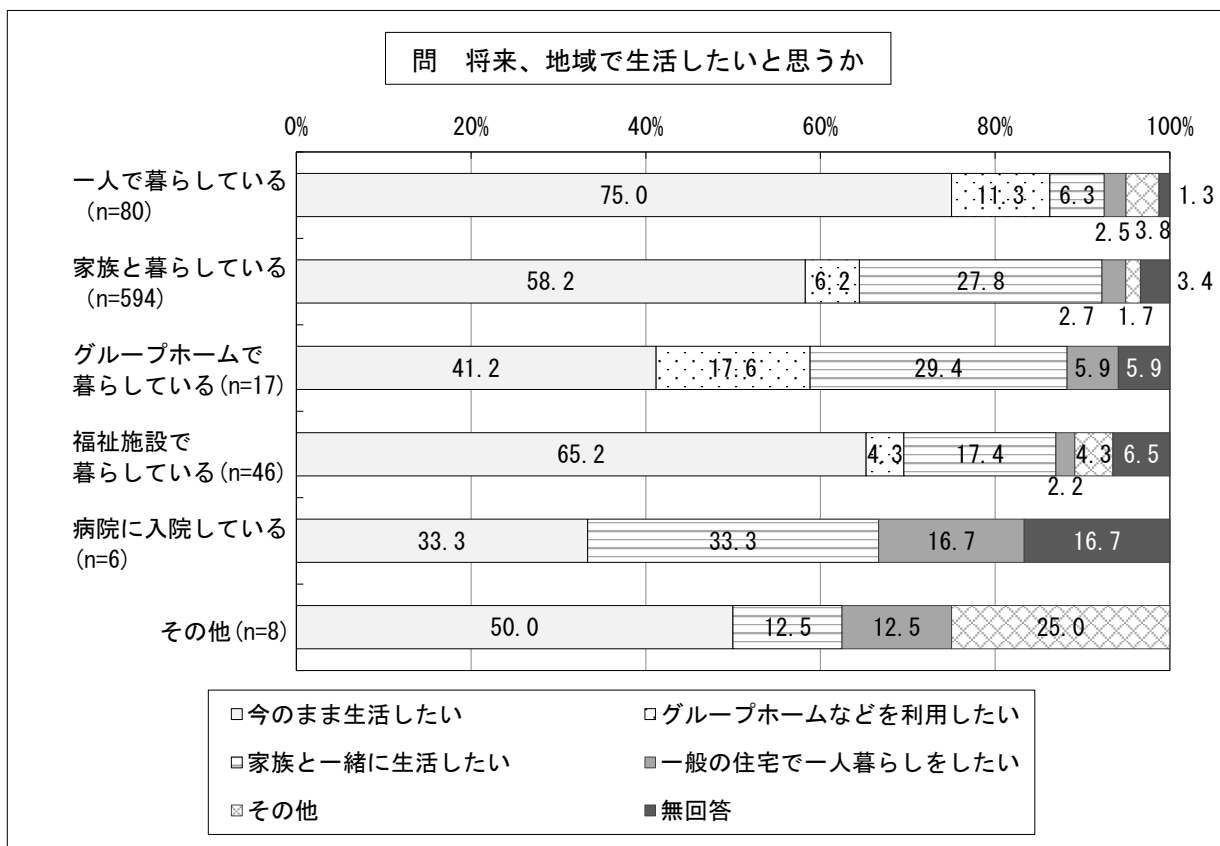
現在、「一人で暮らしている」方のうち、将来も一人で暮らしたい（「今のまま生活したい」「一般の住宅で一人暮らしをしたい」）方は、77.5%と最も多く、次いで「グループホームなどを利用したい」方が11.3%となっています。

また、現在、「家族と暮らしている」方のうち、将来も家族と暮らしたい（「今のまま生活したい」「家族といっしょに生活したい」）方は、86.0%と最も多くなっています。

一方、将来的に「グループホームなどを利用したい」方は、現在「一人で暮らしている」方のうち11.3%、「家族と暮らしている」方のうち6.2%が望んでいます。



※図内では「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をそれぞれ「身体」「知的」「精神」と表現しています。（以下、全て同様。）



② 外出について

外出頻度は、全体では「1週間に数回外出する」が39.7%と最も多く、次いで「毎日外出する」が31.9%、「めったに外出しない」が19.1%となっています。

障害の種別に見ると、身体障害者と精神障害者は「1週間に数回外出する」が最も多く、それぞれ42.6%（身体）、36.6%（精神）となっていますが、知的障害者の方は「毎日外出する」方が53.3%と最も多くなっています。

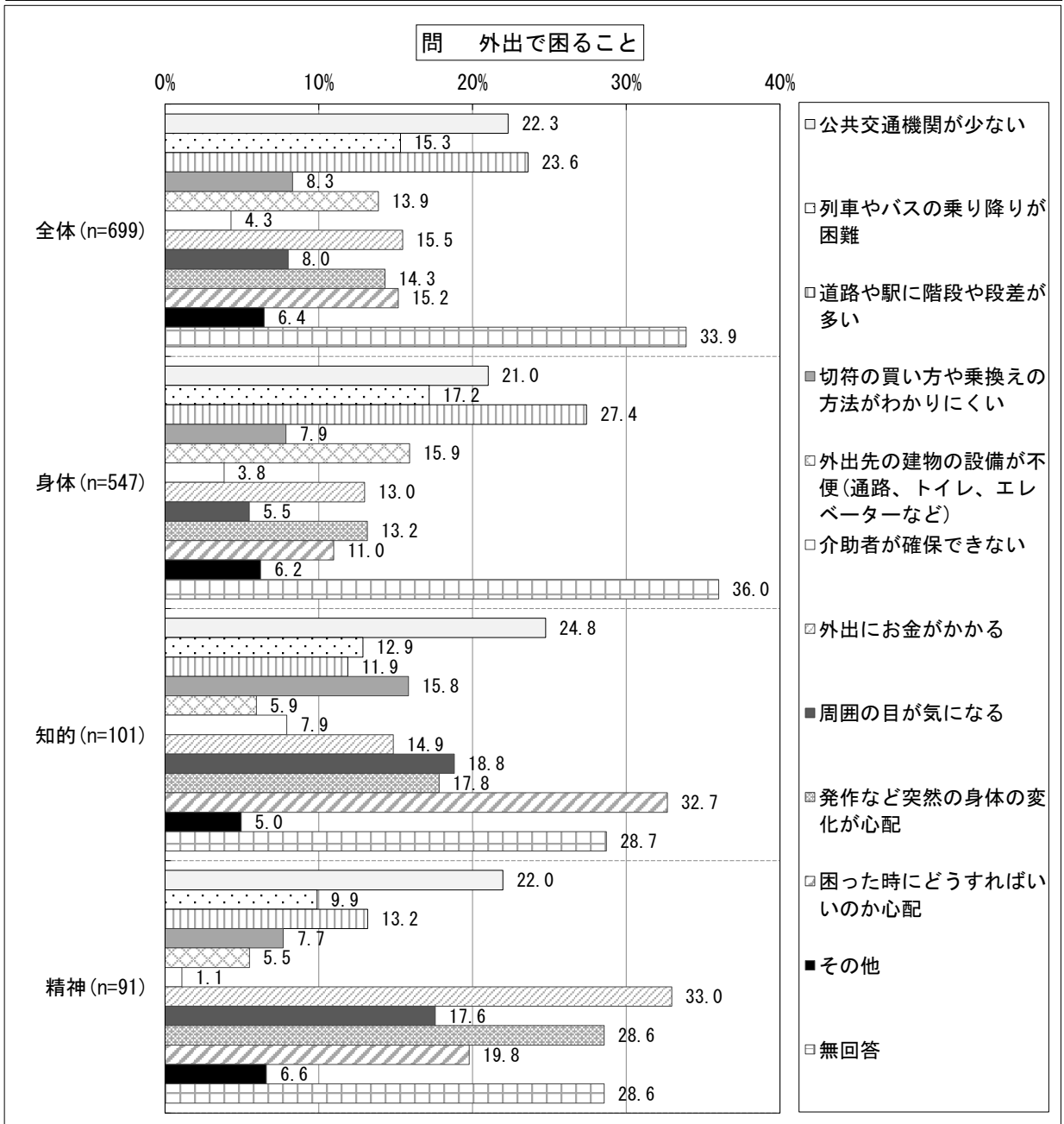
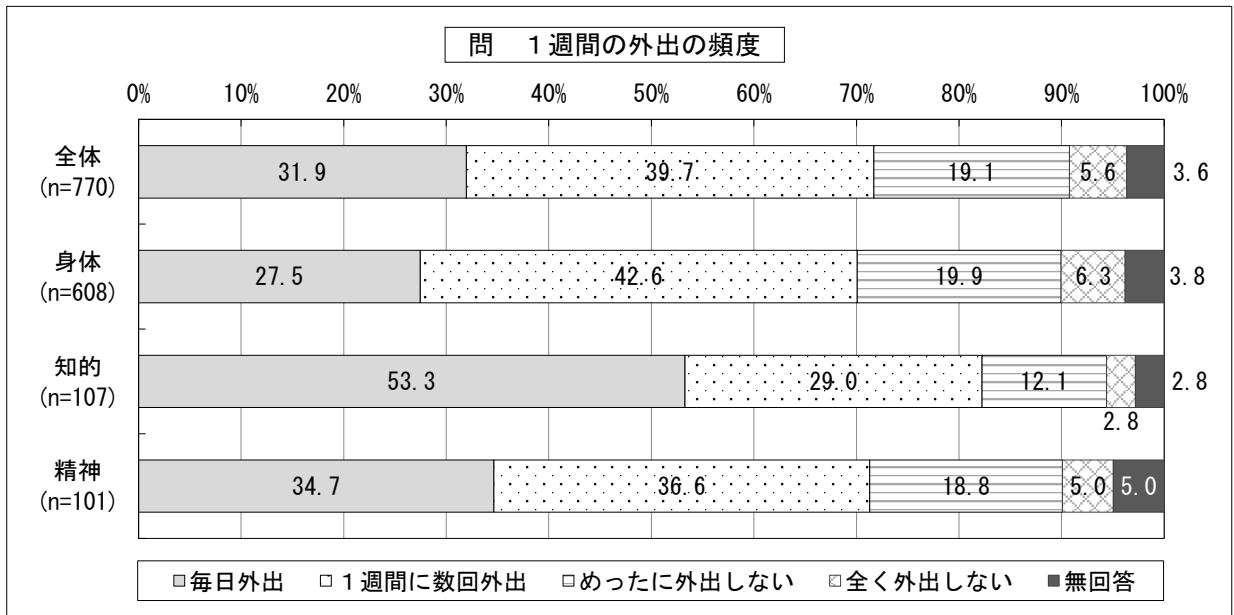
なお、「めったに外出しない」「全く外出しない」は、身体障害者は26.2%、知的障害者は14.9%、精神障害者は23.8%となっています。

外出時に困ることでは、身体障害者は、「道路や駅に階段や段差が多い」が27.4%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない」が21.0%となっています。

知的障害者は、「困った時にどうしたらいいのかわかりにくい」が32.7%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない」が24.8%となっています。

精神障害者は、「外出にお金がかかる」が33.0%と最も多く、次いで「発作など突然の身体の変化が心配」が28.6%となっています。

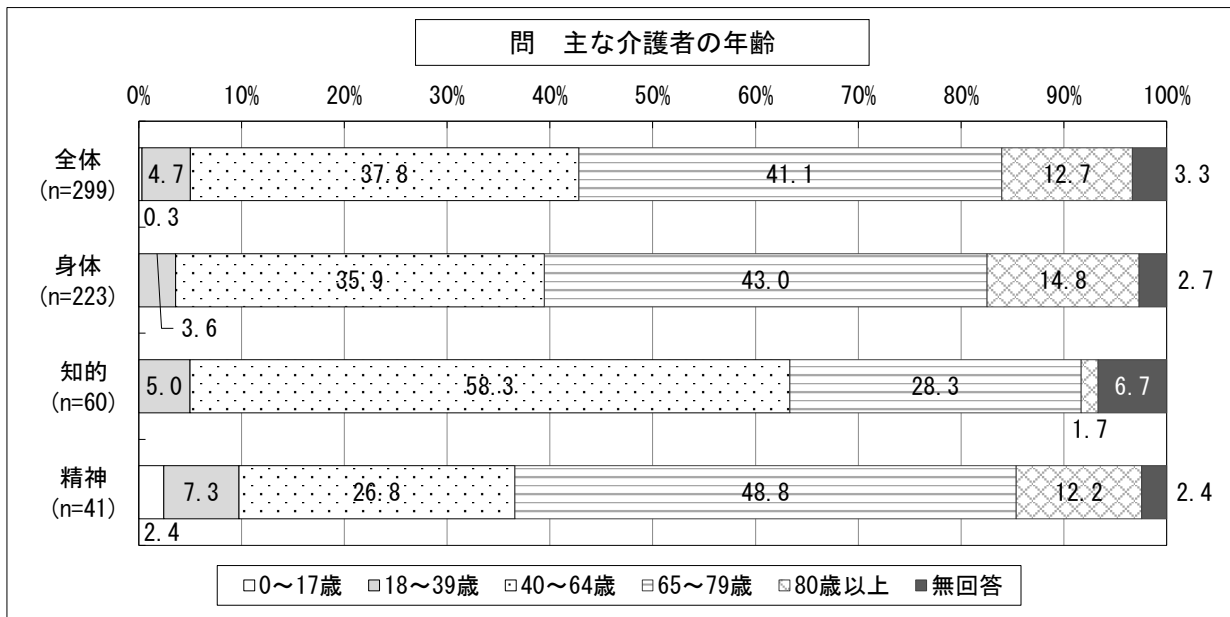
その他の外出時に困ることでは、公共交通機関の利便性が悪い、障害者用の駐車場が少ないなどが挙げられています。



③ 介護者の状態について

主な介護者の年齢は、全体では「65～79歳」が41.1%と最も多く、次いで「40～64歳」が37.8%となっています。

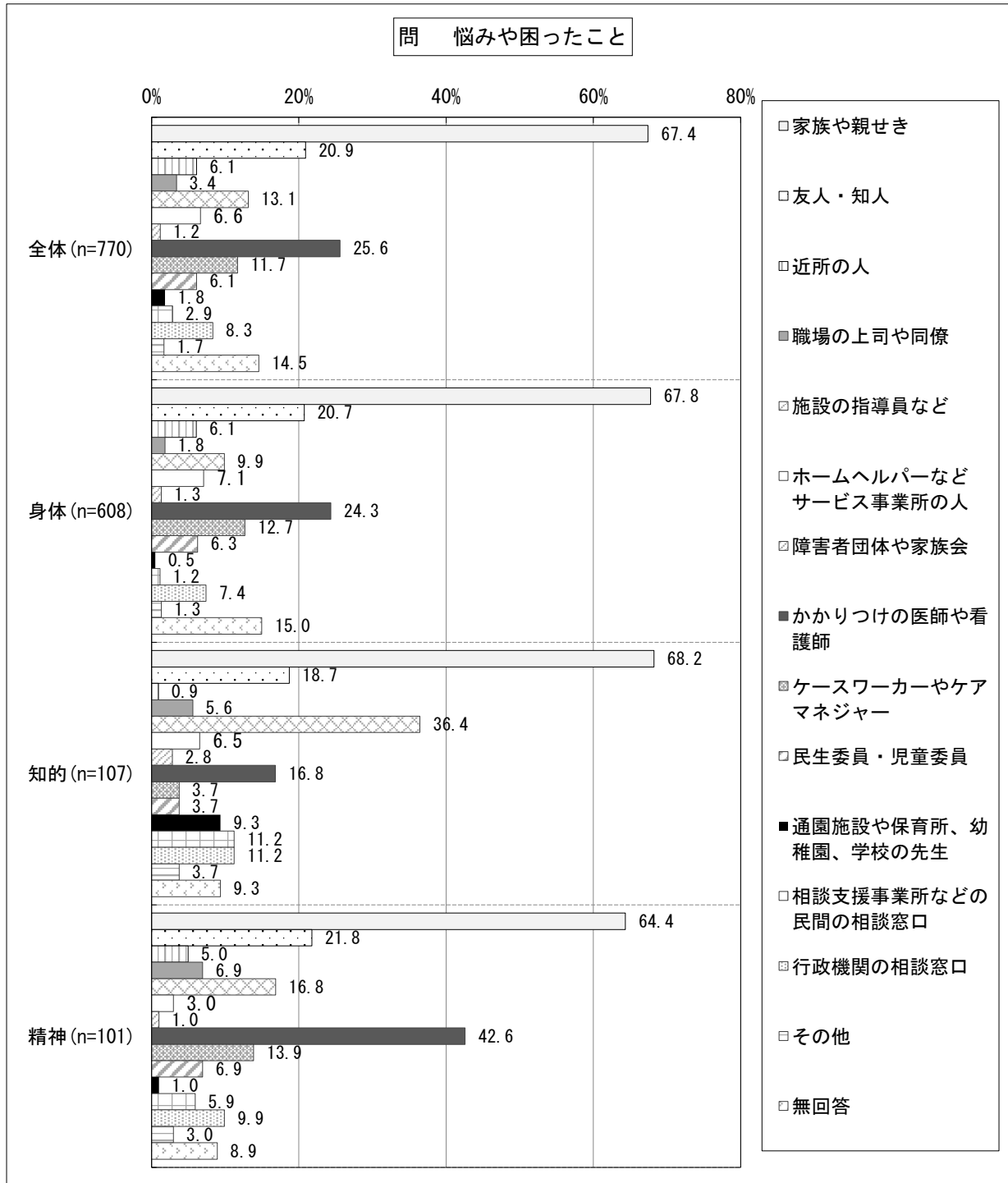
障害の種別では、身体障害者の主な介護者は「65～79歳」が43.0%と最も多く、次いで「40～64歳」が35.9%、知的障害者の主な介護者は「40～64歳」が58.3%と最も多く、次いで「65～79歳」が28.3%、精神障害者の主な介護者は「65～79歳」が48.8%と最も多く、次いで「40～64歳」が26.8%となっています。



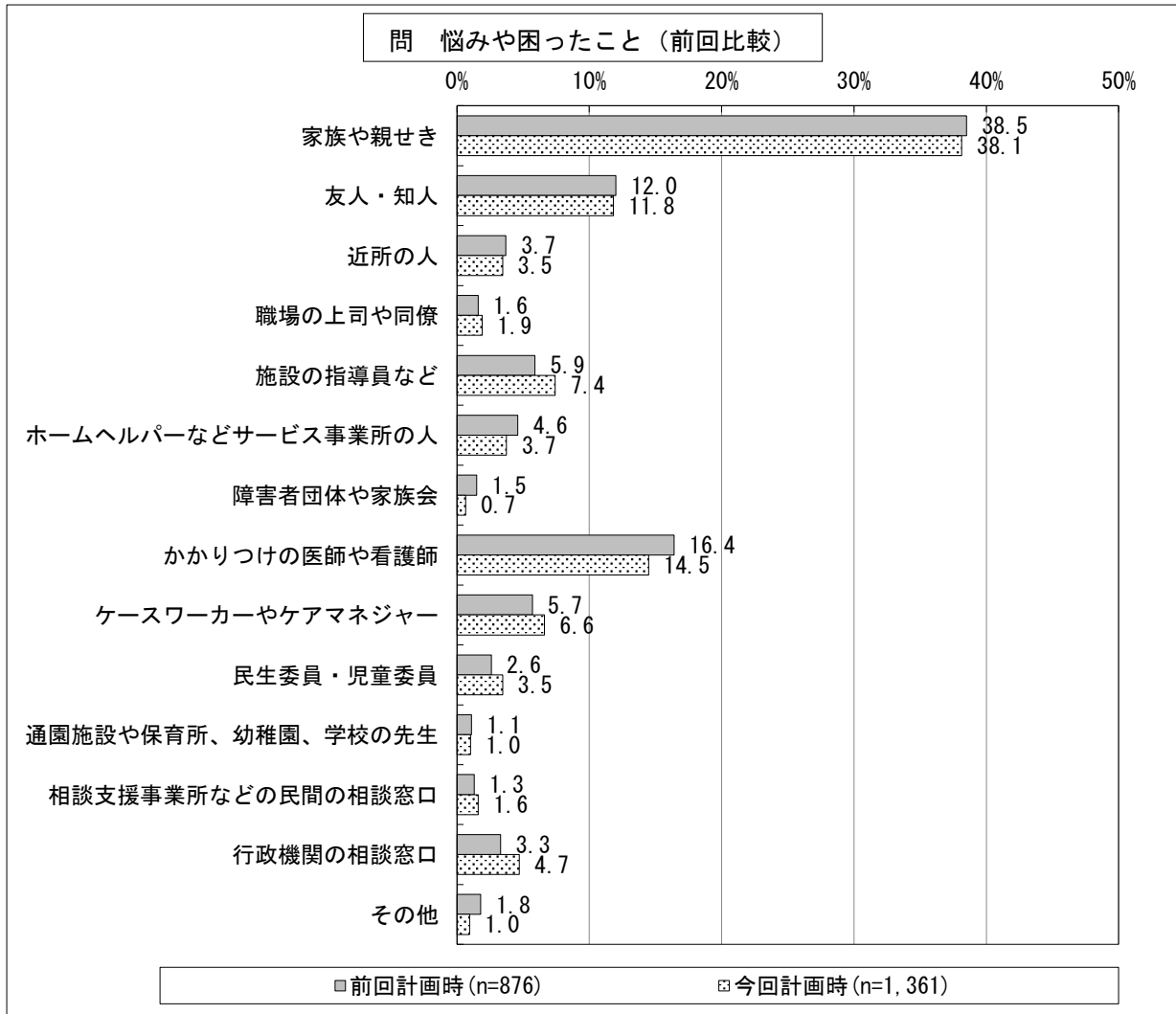
④ 相談体制について

普段の悩みや困ったことの相談相手は「家族や親せき」が67.4%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.6%、「友人・知人」が20.9%となっています。

障害の種別では、「家族や親せき」が各障害とも6割以上となっています。次いで、身体障害者および精神障害者は「かかりつけの医師や看護師」が24.3%、42.6%となっており、知的障害者では「施設の指導員など」が36.4%となっています。



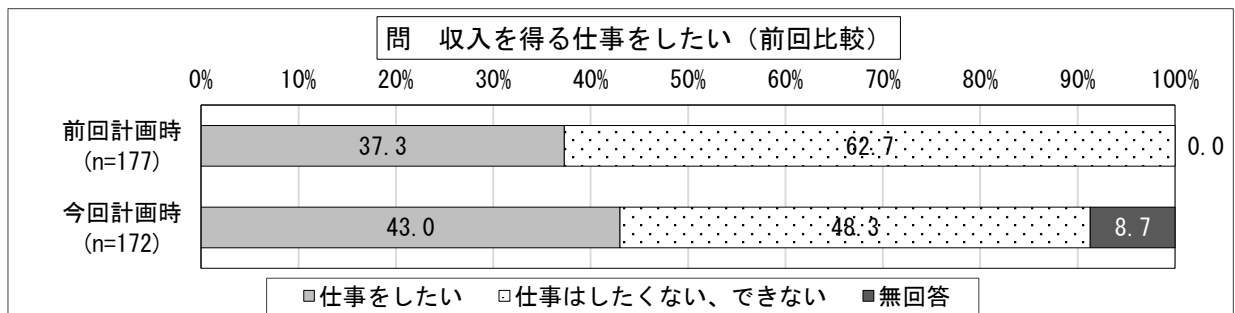
前回計画時と比較して、悩みや困ったことの相談相手として、「施設の指導員など」が 1.5 ポイント増加しており、次いで「行政機関の相談窓口」が 1.4 ポイント、「ケースワーカーやケアマネジャー」「民生委員・児童委員」が 0.9 ポイントの増加となっています。



⑤ 就労状況について

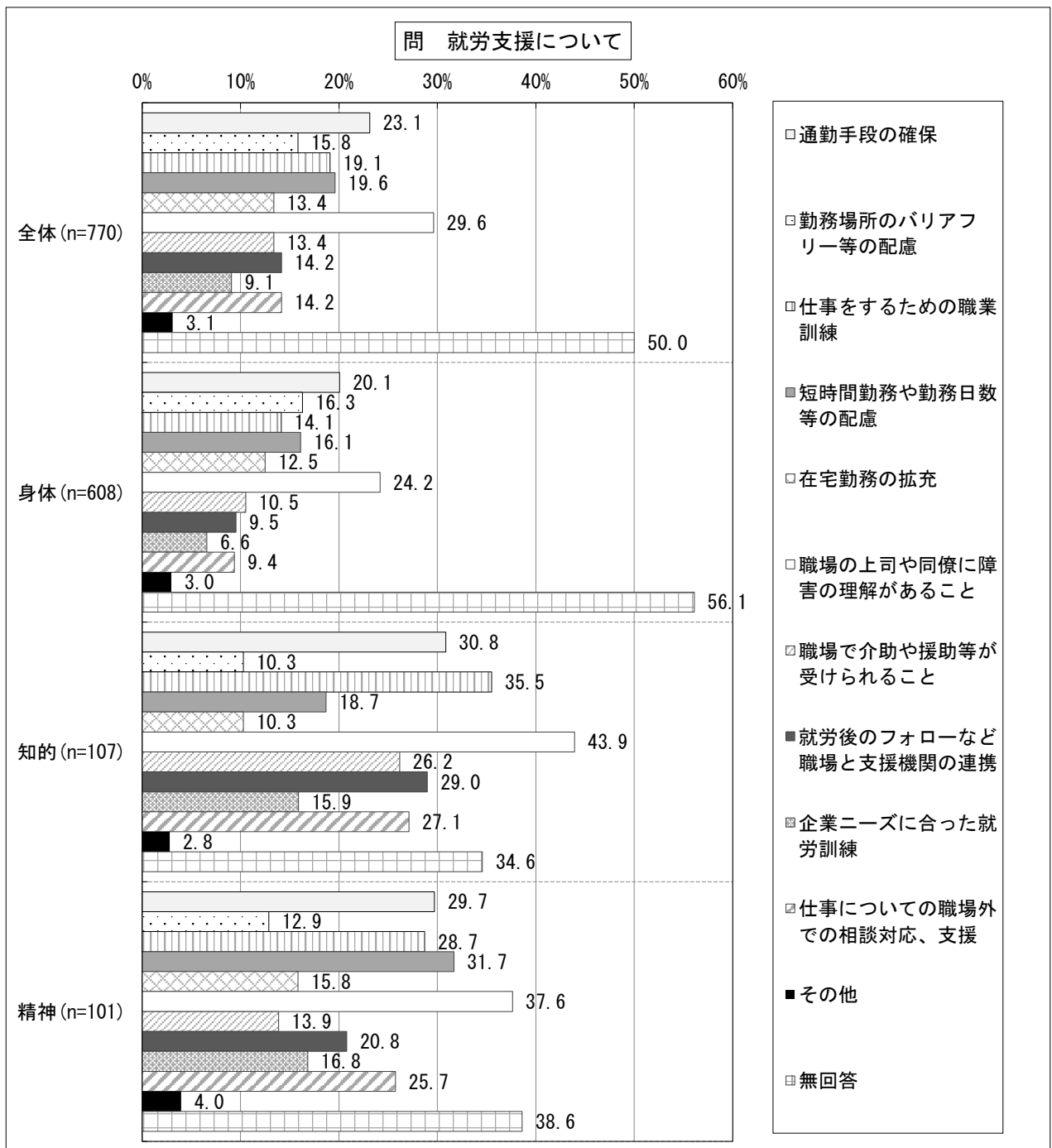
今後収入を得る仕事への意欲では、「仕事をしたい」が 43.0%、「仕事はしたくない」、「できない」方が 48.3%となっています。

前回計画時と比較すると、「仕事をしたい」方が 5.7 ポイント増加しています。

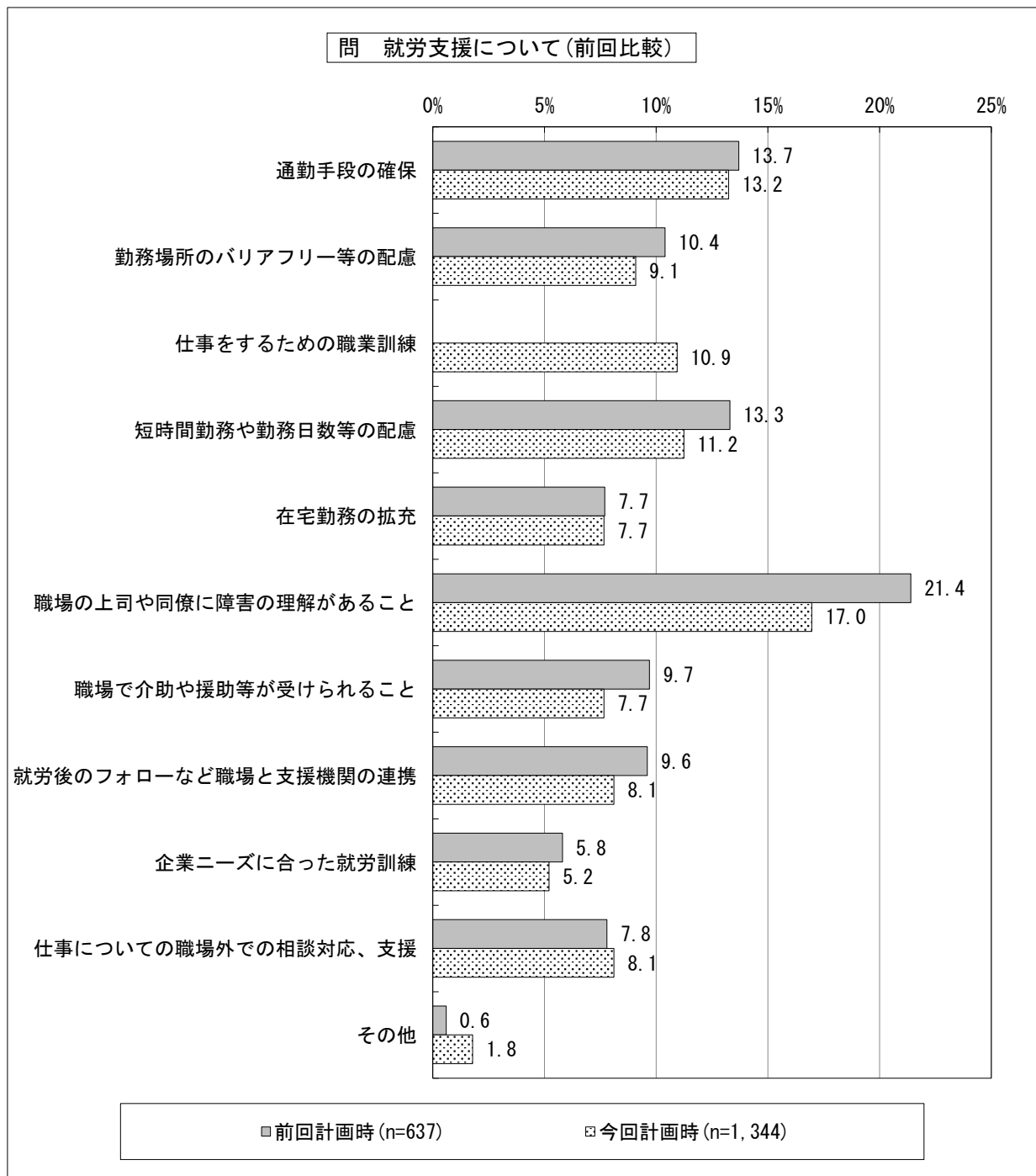


障害者の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が29.6%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が23.1%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が19.6%、「仕事をするための職業訓練」が19.1%となっています。

この他、身体障害者では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が16.3%、知的障害者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が29.0%、精神障害者では「仕事についての職場外での相談対応、支援」が25.7%と、障害の種類によるさまざまな支援が必要とされています。



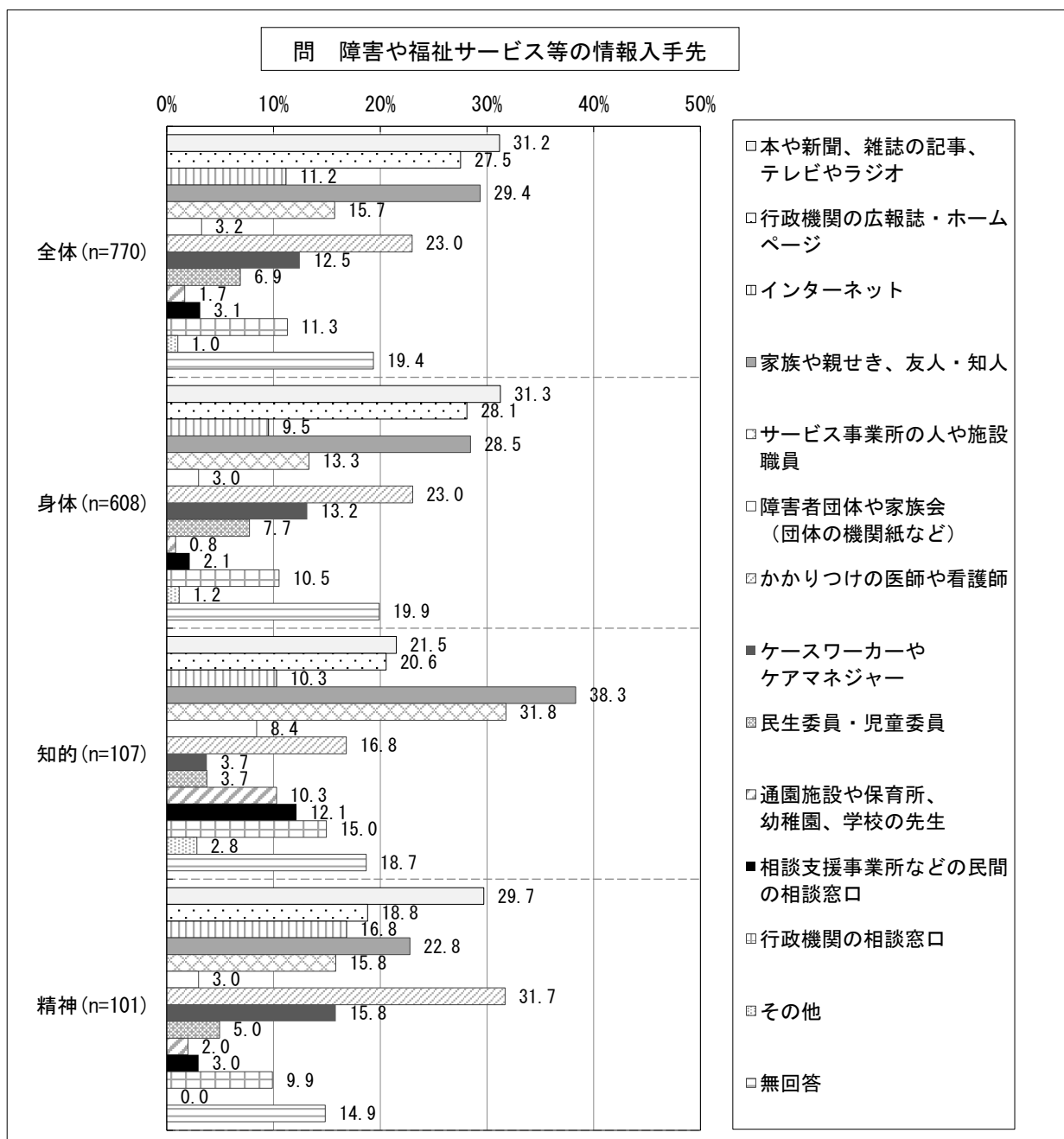
なお、前回計画時と比較すると、就労支援として必要とされる事項のうち「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 4.4 ポイント、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 2.1 ポイントそれぞれ減少しています。



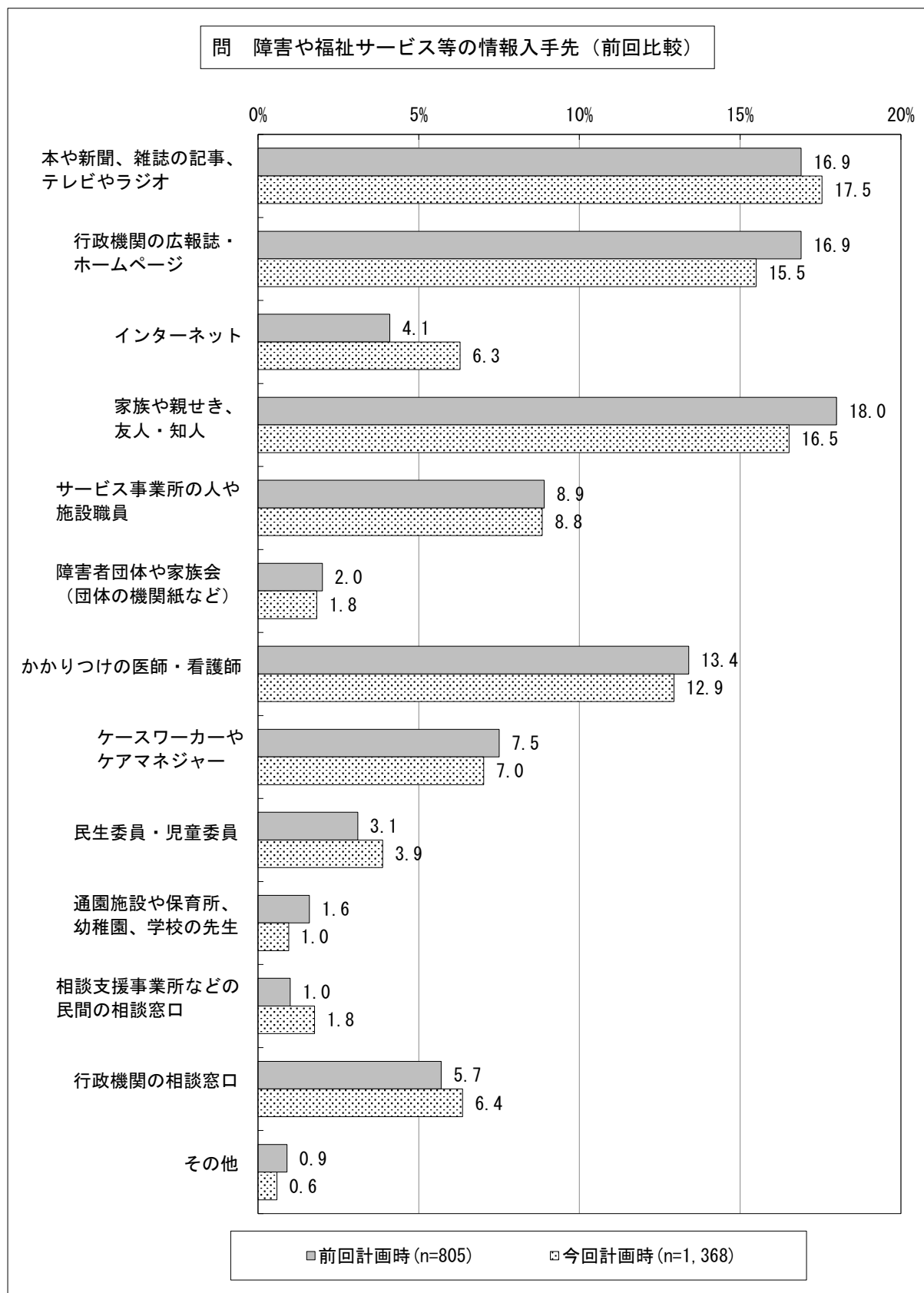
⑥ 情報の入手先について

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.2%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が29.4%、「行政機関の広報誌・ホームページ」が27.5%、「かかりつけの医師や看護師」が23.0%となっています。

障害の種別では、身体障害者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.3%と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が28.1%となっており、知的障害者では「家族や親せき、友人・知人」が38.3%と最も多く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が31.8%、精神障害者では「かかりつけの医師や看護師」が31.7%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が29.7%となっています。



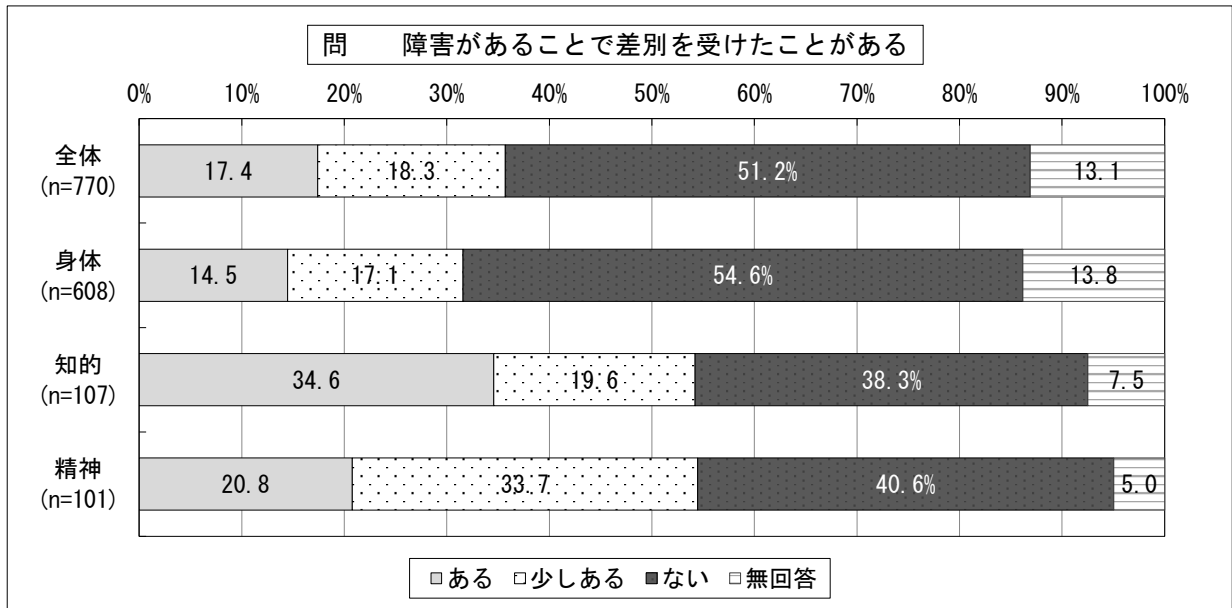
前回計画時と比較すると、障害や福祉サービス等の情報入手先として、「インターネット」が2.2ポイントと最も増加しており、次いで「民生委員・児童委員」「行政機関の相談窓口」が0.8ポイント増加しています。



⑦ 障害者に対する差別について

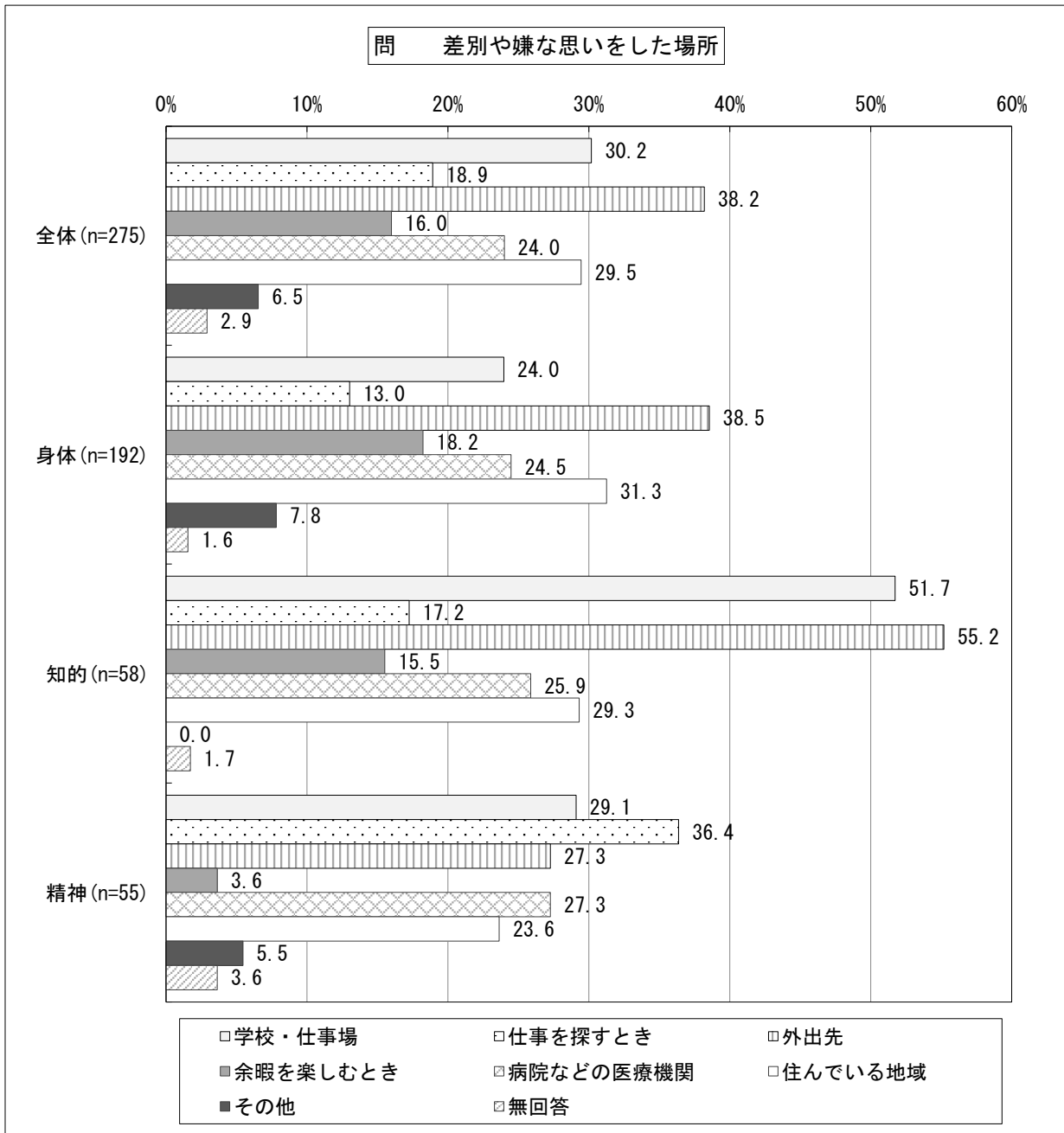
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ある」方が17.4%、「少しある」方が18.3%、「ない」方が51.2%となっています。

差別や嫌な思いをしたことが「ある（「ある」＋「少しある」）」方を障害種別で見ると、身体障害者では31.6%となっていますが、知的障害者では54.2%、精神障害者では54.5%と半数を超えています。



差別や嫌な思いをした場所では、「外出先」が38.2%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が30.2%、「住んでいる地域」が29.5%となっています。

障害種別では、身体障害者では、「外出先」が38.5%、「住んでいる地域」が31.3%となっており、知的障害者では「外出先」が55.2%、「学校・仕事場」が51.7%となっています。精神障害者では、「仕事を探すとき」が36.4%と最も多くなっています。



(3) 調査結果を踏まえた課題と取組の方向性

アンケート調査結果を踏まえた課題と今後の取組の方向性を整理すると、概ね以下のとおりとなります。

① 住まいや暮らしについて

障害者は、家族と同居している方が多く、将来も家族と同居する生活を希望する傾向が強いことから、介助する家族を含めた生活支援・援助の充実を図ります。

また、現在グループホームなどで共同生活している方の数に対して、将来、グループホームなどでの共同生活を希望する方の数が多くなっていることから、将来的な需要を鑑みながら必要に応じて検討を行っていきます。

② 外出について

7割以上の障害者が毎日または1週間に数回外出していますが、外出先での公共施設等について様々な不便を感じています。そのため、障害者が利用しやすいまちづくりを引き続き推進します。

③ 介護者の状態について

障害者の介助・支援に携わる方の年齢が高くなり、介助者・支援者の負担が増加していることから、ヘルパーや施設職員などによる介助・支援に加え、ボランティア活動による介助・支援を推進するなど、居宅介護等の充実を図ります。

④ 相談体制について

相談相手で最も多いのは、「家族や親せき」ですが、「施設の指導員など」「行政機関の相談窓口」を相談相手としている方が前回調査時よりも増加していることから、更なる相談支援体制の充実を図ります。

⑤ 就労状況について

収入を得る仕事をしたいという障害者の方が増加傾向にあるなか、障害者の社会進出を促進するためには、障害の特性に適した就労支援の取組を強化することが重要です。現在、約半数の障害者は仕事に対する悩みや不満を持っており、障害の種類によって、悩みや不満の種類が異なることから、障害の種類や職場の状況に応じた多様な取組支援を促進します。

⑥ 情報提供の状況について

情報の入手元は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」、「行政機関の広報誌・ホームページ」、「かかりつけの医師や看護師」と幅広くなっています。

今後も引き続き、これらの情報提供を行いながら、インターネットを利用した情報発信などを含めた情報提供を強化するなど、情報の欲しい人が確実に情報を入手出来る仕組みの構築を図ります。

⑦ 障害者に対する差別について

地域生活において、障害者の3人に1人が「外出先」「学校・仕事場」等において、障害があることで差別や嫌な思いをしています。

障害者に対する差別は、障害者に対する認識と理解が不足していることも一つの要因となっていることから、事業所及び地域が一体となり、障害に関する正しい知識の取得や理解の促進を図ることが出来るように、差別解消に向けた啓発を行っていきます。

町では、平成29年度からコミュニケーションボードを役場1階フロアの各課窓口に設置する等、今後も「合理的配慮の提供」に努めます。

4 関連制度の動向

(1) 障害者基本法

障害者基本法の一部を改正する法律が平成23年8月5日に公布され、一部を除き同日に施行されました。この改正で、障害者の定義が見直されるとともに、新たな規定が追加されました。

① 目的規定の見直し（第1条関係）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

② 障害者の定義の見直し（第2条関係）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと明記されました。

③ 地域社会における共生社会の実現（第3条関係）

障害者が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加すること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、言語その他の意思疎通、情報の取得又は利用のための手段に選択の機会が確保されること。

④ 差別の禁止、合理的配慮の必要性（第4条関係）

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。

⑤ 共生教育（第16条関係）

可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すべきこと。

⑥ 療育（第17条関係）

障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないこと。

⑦ 防災及び防犯（第26条関係）

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようになるため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないこと。

⑧ 消費者としての障害者の保護（第27条関係）

障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないこと。

⑨ 選挙等における配慮（第28条関係）

法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこと。

⑩ 司法手続における配慮等（第29条関係）

障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件等の当事者などになった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮すべきこと。

（2） 障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた従来の「障害者自立支援法」の改正により、平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」は、障害者の定義に難病等を追加し、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが整備されました。

平成28年6月3日には、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として、「障害者総合支援法」の改正が行われ、次の規定が加えられました。

① 重度訪問介護の訪問先の拡大について（第5条第3項関係）

重度訪問介護を提供することができる場所として、「居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所」を加えることとした。

② 就労定着支援の創設について（第5条第15項関係）

就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、一定の期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設することとした。

③ 自立生活援助の創設について（第5条第16項関係）

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う「自立生活援助」を創設することとした。

④ 指定事務受託法人制度の創設について（第11条の2関係）

障害者等及び障害福祉サービス等を行う者その他の者に対して町が行う自立支援給付に関する質問について、県知事が指定する法人に委託することを可能とした。

- ⑤ 国民健康保険団体連合会への給付費の審査の委託について（第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項関係）

介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費等の請求があったときに町が行う審査について、国民健康保険団体連合会に委託することを可能とした。

- ⑥ 補装具費の支給範囲の拡大について（第76条第1項関係）

補装具の借受けによることが適当である場合に、当該借受けに要する費用についても補装具費を支給するものとした。

- ⑦ 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大について（第76条の2第1項関係）

65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）の介護給付費等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）に係る支給決定を受けていた障害者であって、同法の介護給付費等対象サービス（障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。）を受けているもののうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものに対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとした。

- ⑧ 居宅訪問型児童発達支援の創設について（第6条の2の2第5項関係）

重度の障害の状態にある障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設することとした。

- ⑨ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大について（第6条の2の2第6項関係）

保育所等訪問支援を利用することができる者として、乳児院等に入所する障害児を加えることとした。

- ⑩ 障害児福祉計画の作成について（第21条の5の15第2項及び第5項、第24条の9第1項及び第2項並びに第33条の19から第33条の25まで関係）

厚生労働大臣は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、町は、当該指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（障害児福祉計画）を定めるものとし、当該計画は障害福祉計画と一体のものとして作成することができるものとした

- ⑪ 医療的ケア児に対する各種支援の連携について（第56条の6第2項関係）

町は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、これらの支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。

- ⑫ 施行期日

上記のうち、①～⑩が平成30年4月1日から、⑪は平成28年6月3日からそれぞれ施行。

(3) 障害者虐待防止法

障害者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されました。

① 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

② 定義

- ・「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ・「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待をいう。
- ・障害者虐待の類型は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つ。

③ 虐待防止施策

- ・障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- ・障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
- ・就学する障害者、保育所等に通う障害児及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関管理者に義務付ける。

④ 虐待対応の窓口

障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」の設置。

(4) 障害者優先調達推進法

この「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され平成25年4月1日から施行されました。

① 目的

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であるとの観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に制定されました。

② 概要

- ・国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定めること。
- ・各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表すること。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表すること。
- ・国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めること。

（５） 障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正は、平成25年6月19日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。（ただし、2. 法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については平成30年4月1日から施行されません。）

① 目的

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的としています。

② 概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じています。

- a. 「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准に向けた対応

(i) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止する。

(ii) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(iii) 苦情処理・紛争解決援助

① 事業主に対して、(i) (ii)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

② (i) (ii)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

b. 法定雇用率の算定基礎の見直し

・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

(6) 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました（施行は一部の附則を除き平成28年4月1日）。

① 目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

② 概要

- ・国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ・差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ・行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。
- ・相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置。

③ 障害を理由とする差別

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明（知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできる。）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（筆談や読み上げなど）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

④ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止

・国の行政機関・地方公共団体等

不当な差別的取扱いが禁止されます。障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。（法的義務）

・民間事業者（個人事業者、NPO等の非営利事業者も含む）

不当な差別的取扱いが禁止されます。障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。（努力義務）

（7） 障害者権利条約の批准

平成26年1月20日に、我が国は「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を締結しました。障害者権利条約は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保し、障害者の固有の尊厳の尊重の促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している、障害者に関する国際条約です。

主な内容として

・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）の禁止

※注（合理的配慮の否定：過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例 スロープの設置）を行わないこと）

・障害者の社会への参加・包容の促進

・条約の実施を監視する枠組みの設置など

本条約の締結により、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の基本理念と基本目標・基本方針

1 基本理念

すべての人が支え合う、地域共生のまち よりい

障害者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

このような国の基本的な理念を踏まえ、障害者が地域で安心して自立した生活を送り、その人らしくその個性を活かして地域で活動し、交流できる環境づくりを進める必要があります。

本計画では、障害者支援の更なる充実を図り、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域共生社会の実現を目指します。

2 基本目標・基本方針

本計画では、平成27年度から平成29年度に策定した町の障害者計画の考え方を基本とし、平成29年に改正された「障害福祉計画作成のための国の基本指針」による「入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行等」、平成29年に策定した「第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画」による「避難行動支援事業」および本計画において実施した「福祉に関するアンケート調査」結果による「障害者に対する差別について」等を踏まえ、以下の3つの柱による基本方針を設定します。

I 障害の発生予防・早期発見

(1) 保健対策の充実

(2) 安全対策の強化

(3) 障害の早期発見・治療、訓練環境の充実

II 自立の促進

(1) 生活基盤の確保

(2) 生活支援の充実

(3) 暮らしやすいまちづくり

III 総合的な支援体制の確立

(1) 地域支援体制の構築

(2) 避難行動要支援者への支援

第2章 障害者計画の施策展開

1 重点的な取組

本計画では、「基本方針」の実現に向けて、積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の5つを、引き続き重点的な取組として掲げます。

(1) 就労支援体制の強化充実

障害者が自立した生活を送るためには、就労などによって経済的な基盤を確立できる仕組みづくりを構築することが必要です。障害者の就労は、収入を得ることだけでなく、社会参加の最たるものとしても大きな意味を持っています。

アンケート調査では、4割の方が「仕事をしたい」と回答し、また障害者の就労支援に必要だと思うことは、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が一番多い回答でした。

本町では「寄居町障害者就労支援センター」を設置し、「よりのジョブセンター」を含むハローワーク熊谷や、近隣の障害者就業・生活支援センター等と連携を取り、障害者の就労を支援していきます。そして就職後も安定して就労を継続していくための、職場における就労定着支援体制の充実を図ります。

(2) 交流機会の充実と相談支援の提供体制の確保

本町では、身体、知的、精神（発達障害、高次脳機能障害を含む）障害者の福祉の増進及び自立の促進を図ることを目的に設置された「寄居町障害者交流センター」を、障害者が地域活動に参加するための施設として活用し、今後も交流の促進を図ります。また、同センターで実施している精神障害者相談支援事業の出張窓口により、心に不安を抱えている方やその家族を引き続き支援します。

アンケート調査では、障害者の相談相手として「家族や親せき」が多数を占め、「かかりつけの医師や看護師」が次に多い回答でした。障害者が地域において自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス提供体制を確保するとともに、サービスを必要としている人に情報を提供し、適切なサービス利用につながるよう、気軽に相談できる相談支援体制の充実に努めます。

(3) 障害者に対する認識と理解の促進

我が国の障害者施策は、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加を推進することを目的に総合的に進められているところですが、障害者に対する認識と理解はまだ十分とは言えません。

平成27年4月に施行された「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。障害を理由とする差別の解消

を推進するために、大里地域自立支援協議会等と連携し、町民に対して、障害者に対する認識と理解の促進に努めます。

(4) 障害児支援体制の構築

障害児及び発達障害児の健やかな育成のための発達支援として、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を実施する、保育所その他の施設を訪問し当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するなどの支援体制の構築を図ります。

(5) 避難行動要支援者への支援

平成23年3月に起きた東日本大震災を経験し、障害がある人に配慮した防災体制の整備が大きな課題となりました。

本町では、避難所開設・運営訓練及びHUGを実施しています。自助、共助の地域力の向上を目指して訓練を行っています。

災害時や緊急時における緊急通報体制を充実させ、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ避難行動要支援者の把握を行うなど、日常で障害者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

2 障害者計画の達成状況と施策展開

障害者計画の達成状況の評価を行い、それを踏まえて、平成30年度～平成32年度の施策を展開します。

なお、平成28年度（実績）中の評価凡例は下記の表になります。

評価の凡例	計画上回る	計画どおり	計画下回る	未実施	廃止	見直し
	◎	○	▽	■	×	◆

I 障害の発生予防・早期発見

基本方針「障害の発生予防・早期発見」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。

基本目標	基本方針	施策
(1) 保健対策の充実	(i) 成人保健の充実	①健康診査・検診の充実
		②健康相談・教室の充実
		③精神保健の強化
(2) 安全対策の強化	(i) 交通安全対策の強化	①交通安全意識の醸成
		②交通安全環境の整備
(3) 障害の早期発見・治療、訓練環境の充実	(i) 母子保健の充実	①健康診査・健康相談の充実
		②事後指導の充実
	(ii) 障害児・発達障害児支援の提供	①障害児通所支援の充実
		②保育所等訪問支援の充実
		③障害児保育の充実
		④就学支援体制の充実
		⑤障害児教育の充実
	(iii) 訓練環境の充実	①訓練等給付
		②教育訓練等環境の充実

(1) 保健対策の充実

障害の要因となる疾病の予防と早期発見とともに、生活習慣予防の推進に努めます。また、ストレス社会の中で増加する精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)の発生に対しては、早期の発見・診断・治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。

(i) 成人保健の充実

事業名	①健康診査・検診の充実			
事業内容	・各種検診を通して、疾病の予防や早期治療へつなげることに努める。			
活動	特定健康診査・健康診査			担当課等 町民課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度 平成 30 年度～32 年度
	医療保険者で実施(特定健康診査・特定保健指導)	▽	・特定健康診査受診者数 2,602 人(37.7%) ・特定保健指導終了者数 46 人(8.3%)	現計画どおり 継続 ・活動継続。未受診者に対し、積極的に受診勧奨を実施する。
活動	健康診査			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度 平成 30 年度～32 年度
	町で実施	○	131 人	現計画どおり 継続 ・活動継続。
活動	各種検診			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度 平成 30 年度～32 年度
	町、深谷市大里郡医師会メディカルセンターで実施	○	がん検診(胃・大腸・肺・子宮頸がん・乳がん)、肝炎ウイルス検診、結核検診 13,494 人	現計画どおり 継続 ・がん検診の充実と、受診率の向上を図る。

事業名	②健康相談・教室の充実				
事業内容	・生活習慣病を予防するため、拠点方式による健康相談と健康教室を実施。				
活動	健康相談			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	70 回/年	▽	37 回/年	健診結果を活用した健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を活用し、生活習慣改善のための健診事後健康相談を中心に、具体的な運動・栄養の相談に年 8 回対応する。 ・健康寿命の延伸を目的に、様々な事業機会を活用し生活習慣病予防の健康教育を年 50 回実施する。
健康教室					
活動	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	15 回/年	◎	178 回/年	現計画どおり継続	

事業名	③精神保健の強化				
事業内容	・精神保健福祉普及週間にちなみ、広報誌で「心の健康」を啓発。				
	・心の相談は月 1 回、保健センターで保健師が実施。				
活動	心の健康に対する啓発			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	広報誌に掲載 1 回/年	○	広報誌に掲載 1 回/年	現計画どおり継続	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉普及習慣に合わせた「心の健康」を啓発する。 ・心の健康相談を実施する他、関係機関との連携を図り、相談支援を行う。
心の健康相談					
活動	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回/月	○	1 回/月	現計画どおり継続	

(2) 安全対策の強化

交通事故による障害の発生を予防するため、町民の交通安全意識を高めるとともに、道路環境の交通安全対策を強化します。

(i) 交通安全対策の強化

事業名	①交通安全意識の醸成				
事業内容	・交通安全意識を高めるため、ライフステージに応じて各種交通安全教室や、まちぐるみで交通安全運動を実施。				
活動	小学校新入生交通安全教室			担当課等	教育指導課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校での通学班登校などで、低学年の交通事故防止に努める。 ・日常の指導の充実を図り、中学生の自転車事故に対する意識を向上させる。 ・現計画どおり継続。
活動	小学校 3 年生自転車安全教室				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	中学生交通安全教室				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	中学校 1 年生自転車反射材配布				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	
活動	入学式・始業式等交通安全指導				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	7 回／年	○	7 回／年	現計画どおり 継続	
活動	教師・保護者による立哨指導				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	2 回／年	○	2 回／年	現計画どおり 継続	

活動	交通安全ポスターの作成			<p>・小学校での通学班登校などで、低学年の交通事故防止に努める。</p> <p>・日常の指導の充実を図り、中学生の自転車事故に対する意識を向上させる。</p> <p>・現計画どおり継続。</p>	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
活動	交通安全作文の作成				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
活動	児童の安全委員会による活動				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	1 回/年	○	1 回/年		現計画どおり継続
活動	二輪車安全教室				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	
活動	高齢者の交通安全啓発			担当課等	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		生活環境エコタウン課	
	—	—		平成 30 年度～32 年度	
活動	交通安全街頭キャンペーン				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	4 回/年	○	4 回/年(四半期毎に実施)	現計画どおり継続	
活動	交通安全映画の視聴				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	
活動	シートベルト等着用キャンペーン				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	

活動	新成人交通安全キャンペーン			担当課等	生涯学習課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 回／年	○	啓発リーフレット(生活環境課作成)配布 1 回／年	現計画どおり継続	・現計画どおり継続。
活動	保育所交通安全教室			担当課等	子育て支援課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり継続	・現計画どおり継続。

事業名	②交通安全環境の整備				
事業内容	・カーブミラー等の交通安全施設の整備とともに、歩行者の安全を守る歩車道分離を拡大。				
活動	交通安全施設			担当課等	建設課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	順次整備	○	新規 7 箇所	現計画どおり継続	・現計画どおり継続。
活動	歩車道分離延長			現計画どおり継続。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			
	26,900m	◎	33,200m		現計画どおり継続

(3) 障害の早期発見・治療、訓練環境の充実

乳幼児期の障害を早期発見・治療するため、母子保健と障害児保育の充実を図り、健やかに成長できるよう環境づくりを進めます。障害児教育については、保護者の障害に対する理解を深めるとともに、児童・生徒一人ひとりの障害の特性に応じた効果的な指導を進めます。成年期では障害者総合支援法による訓練等給付や地域生活支援事業の充実に努めます。

また、これらを取り巻く教育訓練体制については、国・県の機関との連携を強化し充実に努めます。

(i) 母子保健の充実

事業名	①健康診査・健康相談の充実				
事業内容	・発達段階の節目で、乳幼児の異常の早期発見に努めるため各種健康診査を充実。				
活動	4～5か月健康診査			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	6 回/年	○	6 回/年	現計画どおり継続	
活動	健康相談			・現計画どおり継続する。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	6 回/年	○	6 回/年		現計画どおり継続
活動	1歳6か月健康診査				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	6 回/年	○	6 回/年		現計画どおり継続
活動	3歳児健康診査				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	12 回/年	○	12 回/年		現計画どおり継続
活動	すくすく相談（乳幼児健康相談）				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	6 回/年	○	6 回/年	現計画どおり継続	

事業名	②事後指導の充実				
事業内容	・経過観察が必要な乳幼児や育児に不安をもつ保護者に対し、個別・集団的な指導を実施。				
活動	ことばの相談室・うんどうの相談室			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	12 回/年	◎	18 回/年	現計画どおり 継続	
活動	こどもの発達相談			・現計画どおり継続する。 ・チューリップ教室の実施期間を短縮することで、教室の開催頻度を上げ、教室終了後より集団生活に馴染みやすい環境を整える。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	2 回/年		2 回/年		現計画どおり 継続
活動	母子通園教室（チューリップ教室）			・小集団での遊びの教室を通じ、集団生活に馴染みやすい環境を整え、就園に向けた支援を年 13 回行う。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	23 回/年	○	21 回/年		現計画どおり 継続

(ii) 障害児・発達障害児支援の提供

事業名	①障害児通所支援の充実			
事業内容	・自立支援給付の日中活動支援。			
	・障害児を対象に日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を実施。			
活動	児童発達支援			担当課等 健康福祉課
	放課後等デイサービス			
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	利用者 26 人 338 人日/月	◎	児童発達支援 利用者 8 人、44 人日/月	現計画どおり 継続
◎		放課後等デイサービス 利用者 32 人、413 人日/月		
				・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。

事業名	②保育所等訪問支援の充実				
事業内容	・保育所その他の施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。				
活動	保育所等訪問支援			担当課等	子育て支援課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	延訪問数 8 回	○	延訪問数 18 回	現計画どおり継続	・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。

事業名	③居宅訪問型児童発達支援				
事業内容	・障害児支援の専門家が自宅又は保育所等を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施。				
活動	居宅訪問型児童発達支援			担当課等	子育て支援課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	—	/	—	—	・32 年度に居宅訪問型児童発達支援の事業を実施する。第 5 期障害福祉計画に定める。

事業名	④障害児保育の充実				
事業内容	・集団生活の中で早期に障害の軽減・克服を図るため、乳幼児健診と連携し保護者の障害に対する理解の促進とともに、障害児保育を実施。				
	・障害の状況に適切に対応するための保育士の資質向上。				
	・社会性や自立心を育む学校とも家庭とも異なる第三の場として、放課後児童クラブ活動を支援。				
活動	乳幼児健康診査との連携			担当課等	子育て支援課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	随時	○	随時	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。
活動	障害児保育				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	保育所 4 か所 保育園 4 か所	◎	保育所 1 か所 保育園 1 か所	現計画どおり継続	

活動	保育士の研修				・現計画どおり継続する。
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	2 回/年	○	3 回/年	現計画どおり継続	
活動	放課後児童クラブ				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1 か所	◎	5 か所	現計画どおり継続	

事業名	⑤就学支援体制の充実				
事業内容	・保護者の障害に対する理解を深め、就学支援の適正化。				
活動	就学支援委員会			担当課等	教育指導課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	15 人以内	○	15 人以内	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。
活動	相談時間				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	1.5 時間/人	○	1 時間/人	現計画どおり継続	
活動	特別支援学級見学会				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	随時	○	随時	現計画どおり継続	

事業名	⑥障害児教育の充実						
事業内容	・特別支援学級の再配置を進め、専門チームを結成し教育内容を充実。						
	・障害児一人ひとりに対するきめ細かい学校教育を進めるため、個別指導計画にもとづく実践と課題の解決。						
活動	小学校特別支援学級			担当課等 教育指導課			
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度			
	5 校 11 クラス	◎	5 校 11 クラス	現計画どおり 継続			
活動	中学校特別支援学級			・現計画どおり継続し、今後も個別の指導計画を作成して指導を進めていく。			
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度		
	3 校 5 クラス	◎	3 校 6 クラス		現計画どおり 継続		
活動	専任教員の配置				・現計画どおり継続し、今後も個別の指導計画を作成して指導を進めていく。		
	活動指標	平成 28 年度(実績)				平成 29 年度	
	コーディネーター1人	○	コーディネーター1人			現計画どおり 継続	
活動	学校サポーター					・現計画どおり継続し、今後も個別の指導計画を作成して指導を進めていく。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)					平成 29 年度
	学習支援 19 人 介助 9 人	◎	学習支援 19 人 介助 12 人				現計画どおり 継続
活動	就学前情報の共有						・現計画どおり継続し、今後も個別の指導計画を作成して指導を進めていく。
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度			
	個別指導計画に反映	○	個別の支援が必要な児童については、情報を共有し、個別指導計画を作成し、指導に活用。	現計画どおり 継続			
活動	保健・福祉の連携強化			・現計画どおり継続し、今後も個別の指導計画を作成して指導を進めていく。			
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度		
	専門チーム結成療育機関との連携強化	○	心理学専門員(臨床発達心理士)と特別支援学校支援部コーディネーターによる巡回相談を各校年間2回実施		現計画どおり 継続		

(iii) 訓練環境の充実

事業名	①訓練等給付(自立支援給付)				
事業内容	・自立支援給付の日中活動支援。				
	・自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を実施(有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練)。				
活動	機能訓練			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 2 人 44 人日/月	▽	利用者 1 人 9 人日/月	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続し、第 5 期 障害福祉計画に定める。
生活訓練					
活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度		
利用者 2 人 44 人日/月	▽	利用者 0 人 0 人日/月	現計画どおり 継続		

事業名	②教育訓練等環境の充実				
事業内容	・教育訓練体制を充実するため、特別支援学校、埼玉県発達障害総合支援センター、発達障害者支援センターまほろば、埼玉県総合リハビリテーションセンターとの連携を強化。				
活動	「特別支援学校」との連携強化			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	連携強化	○	連携強化	現計画どおり継続	・埼玉県発達障害総合支援センター(18歳以下の児童)及び埼玉県発達障害者支援センターまほろば(19歳以上の方)両センターと連携強化をする。
活動	「埼玉県総合リハビリテーションセンター」との連携強化			平成 29 年度	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	連携強化	○	連携強化	現計画どおり継続	
活動	「埼玉県発達障害総合支援センター」との連携強化			平成 29 年度	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	連携強化	○	連携強化	現計画どおり継続	
活動	特別支援学校			担当課等	教育指導課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	連携強化	◎	特別支援学校支援部コーディネーターによる指導を要請小学校 20 件、中学校 5 件、教育委員会主催の研修会 1 回。	現計画どおり継続	・通級指導教室(ことば、発達・情緒障害)の活用で、訓練環境を充実していく。

Ⅱ 自立の促進

基本方針「自立の促進」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。

基本方針	施策	事業
(1)生活基盤の確保	(i)経済基盤の確保	①経済的支援
		②あんしん保障
	(ii)地域生活への移行	①住宅の確保
	(iii)一般就労への移行等	①訓練等給付
		②雇用機会の拡大
	(iv)自立支援医療費等の支給	①自立支援医療費の支給
		②補装具費の支給
	(2)生活支援の充実	(i)介護給付等による支援
②日常生活用具の給付		
(ii)障害者の移動の確保		①自動車の運転支援
		②移動支援サービスの提供
(iii)地域生活への支援		①生活支援サービスの提供
		②介護サービスの提供
(3)暮らしやすいまちづくり	(i)地域環境のバリアフリー	①公共環境の整備
	(ii)地域コミュニケーションの醸成	①コミュニケーション支援
		②交流機会の拡大

(1) 生活基盤の確保

障害者にとっての就労は、経済的な自立への第一歩であるとともに、「社会参加」として重要な要素の一つです。障害者雇用を促進するため、訓練等給付を支給するとともに、就労支援体制の充実に努めます。また、安定した生活基盤が確保できるよう、自立支援医療費の支給など経済的支援をはじめ、家庭介助ができなくなったときの対応や住宅面での支援を行います。

(i) 経済基盤の確保

事業名	①経済的支援			
事業内容	・安定した暮らしが営めるよう、障害基礎年金や各種手当での支給とともに、税制上の優遇措置、公共料金の割引、各種資金の貸付を実施。			
活動	障害基礎年金支給			担当課等 町民課
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	(拠出制) 157 人、 (無拠出制) 347 人	◎ 障害基礎年金支給者 (拠出制) 150 人 障害基礎年金支給者 (無拠出制) 333 人	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。
活動	特別児童扶養手当支給			担当課等 子育て支援課
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 57 人	○ 利用者 54 人	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。
活動	特別障害者手当支給			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 47 人	◎ 利用者 41 人	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。
活動	障害児福祉手当支給			
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	
利用者 23 人	○ 利用者 21 人	現計画どおり 継続		
活動	在宅重度心身障害者手当支給			・現計画どおり継続する。
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	
	利用者 450 人	▽ 利用者 383 人	現計画どおり 継続	

活動	埼玉県生活福祉資金貸付（手帳所持者分）			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 2 人	▽	利用者 0 人	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。
活動	寄居町福祉資金貸付（手帳所持者分）				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 2 人	◎	利用者 4 人	現計画どおり継続	

事業名	②あんしん保障				
事業内容	・家庭で介助できなくなったとき、判断能力が不十分な障害者の生活を支援するため、成年後見制度や特定贈与信託制度(財産保全)、あんしんサポートネット(サービス利用の援助)の周知を図り、利用を促進。				
活動	成年後見制度の利用促進(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 件	○	1 件	現計画どおり継続	・成年後見支援センター事業として、弁護士等の専門家による相談支援及び、成年後見制度の普及啓発を推進するための講演会等を開催する。
活動	専門家による相談支援事業(地域生活支援事業)				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	—		—	—	
活動	成年後見制度の普及啓発(講演会開催)(地域生活支援事業)				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	—		—	—	
活動	特定贈与信託制度の利用促進				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	関連制度の周知	○	関連制度の周知	現計画どおり継続	

活動	あんしんサポートねっとの実施（手帳所持者分）			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 6 人	▽	(利用者 30 人)内、手帳所持者 14 人	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。

（ii）地域生活への移行

事業名	① 住宅の確保				
事業内容	・地域生活への移行や定着を促進するため、グループホーム等の入居の支援を行う。また、要支援者等に配慮した町営住宅の維持管理に努める。				
活動	グループホーム			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	4 か所	○	4 か所	現計画どおり継続	・今後もグループホームのニーズは高まることから、現計画どおり継続する。

(iii) 一般就労への移行等

事業名	①訓練等給付(自立支援給付)				
事業内容	・自立支援給付による就労移行支援は、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を実施(有期のプログラムによる職場実習などの訓練)。				
	・就労継続支援は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者を対象とする継続的な就労支援(就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練)。				
活動	就労移行支援			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 6 人 132 人日/月	▽	利用者 5 人 97 人日/月	現計画どおり 継続	・就労定着支援の新設を含め、第 5 期障害福祉計画に定め、実施する。
就労定着支援					
活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度		
—	/	—	—		
就労継続支援(A型)					
活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度		
利用者 8 人 176 人日/月	▽	利用者 8 人 148 人日/月	現計画どおり 継続		
就労継続支援(B型)					
活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度		
利用者 96 人 2,112 人日/月	◎	利用者 96 人 1,920 人日/月	現計画どおり 継続		

事業名	②雇用機会の拡大				
事業内容	・障害者の一般雇用に対する企業等の理解を深めるとともに、法定雇用率の達成を要請。				
	・雇用機会を拡大する事業の創出。				
	・地域生活支援事業の一環として、地域活動支援センターによる就労機会の提供を促進するとともに、知的障害者の就労試行や施設入所者の就職支援を実施。				
活動	障害者雇用の要請			担当課等	商業観光企業誘致課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	随時	○		現計画どおり継続	・今後も、障害者の雇用を促進するため、広報紙等でよいジョブセンターの周知を図る。 ・法定雇用率の改正があれば速やかに広報紙やチラシ等で周知する。 ・現計画どおり継続する。
	障害者施設への観光トイレ清掃委託	○	5 件	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。
活動	地域活動支援センター(地域生活支援事業)			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	2 か所	○	2 か所	現計画どおり継続	・今後も、自立支援協議会の就労部会や寄居町障害者就労支援センターやジョブセンターと連携を図りながら、就労支援を行っていく。
活動	知的障害者職親委託制度(地域生活支援事業)				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 2 人	▽	利用者 0 名	現計画どおり継続	・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。

(iv) 自立支援医療費等の支給

事業名	①自立支援医療費等の支給(自立支援給付)			
事業内容	・障害者総合支援法による精神通院(精神保健福祉法)、更生医療(身体障害者福祉法)、育成医療(児童福祉法)の支給。			
活動	精神通院公費(国・県)の支給		担当課等	健康福祉課
	更生医療の支給			
	育成医療の支給			
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
自立支援医療費支給 430 人	▽	精神通院の支給 町負担なし 421 人 更生医療の支給 58,049,435 円、延 181 件、 延 23 人 育成医療の支給 574,602 円、延 35 件、 延 9 人	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。

事業名	②補装具費の支給(自立支援給付)					
事業内容	・申請により、その必要性が認められた人を対象に補装具費(義足、装具、車椅子などの購入・修理)を支給。ただし、平成 30 年度以降、一部補装具のレンタル化について検討する。					
活動	補装具費の支給		担当課等	健康福祉課		
	活動指標				平成 28 年度(実績)	平成 29 年度
	補装具費支給 99 件				▽	7,594,355 円、延 56 件
				現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。	

(2) 生活支援の充実

住み慣れた地域で生活ができるよう、日中活動の場と住まいの場の両面で、障害者総合支援法に基づき、介護給付や地域生活支援事業によるサービスを提供します。なお、65歳以上の高齢障害者に対しては、介護保険によるサービスを提供します。

(i) 介護給付等による支援

事業名	①介護給付(自立支援給付)				
事業内容	・自立支援給付により、居宅介護などの在宅サービス、生活・療養介護など日中活動の場のサービス、共同生活援助など住まいの場のサービスを提供。				
活動	居宅介護		担当課等	健康福祉課	
	重度訪問介護				
	同行援護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度	
	利用者 43 人 1,005 時間/月	▽ 利用者 39 人 615 時間/月 (自立支援給付)	現計画どおり 継続		
活動	生活介護		◎	・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	利用者 75 人 1,650 人日/月	利用者 83 人 1,633 人日/月			現計画どおり 継続
活動	療養介護		○		
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	利用者 10 人	利用者 9 人			現計画どおり 継続

活動	短期入所(福祉型)			・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	利用者 15 人 150 人日/月	▽	利用者 13 人 91 人日/月		現計画どおり 継続
活動	短期入所(医療型)				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	—	△	—		—
活動	自立生活援助				
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	—	△	—		—
活動	共同生活援助(グループホーム)				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 28 人	○	共同生活援助(グループ ホーム) 利用者 36 人	現計画どおり 継続	
活動	施設入所支援				
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	入所者 45 人	○	入所者 47 人	現計画どおり 継続	

事業名	②日常生活用具の給付(地域生活支援事業)			
事業内容	・日常生活を便利・容易にするための用具の給付。			
活動	日常生活用具給付			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	880 件／年	◎ 6,869,381 円、延 623 件	現計画どおり継続	・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。

(ii) 障害者の移動の確保

事業名	①自動車の運転支援			
事業内容	・障害者手帳所有者を対象に自動車運転免許を取得する場合、12 万円を限度に 3 分の 2 を補助。			
	・自家用車を改造する費用として、10 万円を限度に助成。			
	・重度身体障害者が自ら運転する自動車の燃料費として、1 か月 2,500 円を限度に補助。			
活動	自動車運転免許取得費補助金(地域生活支援事業)			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	利用者 2 人	○ 利用者 2 人	現計画どおり継続	・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。
活動	自動車改造費補助金(地域生活支援事業)			
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	
	利用者 2 人	▽ 利用者 1 人	現計画どおり継続	
活動	障害者自動車燃料費補助金			・現計画どおり継続する。
	活動指標	平成 28 年度(実績)	平成 29 年度	
	利用者 16 人	▽ 利用者 14 人	現計画どおり継続	

事業名	②移動支援サービスの提供				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を実施。 ・外出が困難な重度心身障害者(身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳(A)・A)がタクシーを利用した場合初乗り運賃を補助。 				
活動	移動支援(地域生活支援事業)			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 10 人 延利用時間 949 時間	▽	利用者 6 人 延利用時間 85 時間	現計画どおり 継続	
				・現計画どおり継続し、第 5 期 障害福祉計画に定める。	
活動	福祉タクシー利用料補助			・現計画どおり継続する。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	利用者 350 人/月	▽	利用者 285 人/月		現計画どおり 継続

(iii) 地域生活への支援

事業名	①生活支援サービスの提供(地域生活支援事業)				
事業内容	・地域生活支援事業の一環として、訪問入浴サービスや日中一時支援など実施。				
活動	訪問入浴サービス			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 3 人/月	▽	利用者 2 人	現計画どおり 継続	
活動	日中一時支援			・現計画どおり継続し、第 5 期 障害福祉計画に定める。	
	活動指標	平成 28 年度(実績)			平成 29 年度
	利用者 4 人/月	○	利用者 6 人		現計画どおり 継続

事業名	②介護サービスの提供				
事業内容	・65歳以上の高齢障害者に対しては介護保険法にもとづき、介護サービスを提供、保険者は大里広域市町村圏組合。				
	・地域包括支援センターによる総合相談・権利擁護事業などを実施。				
	・若年性認知症や脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった第2号被保険者への切れ目のない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当との連携を強化。				
活動	地域包括支援センター			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	2 か所	○	2 か所	現計画どおり継続	・現計画どおり継続し、関係機関との連携を図り支援を行っていく。

(3) 暮らしやすいまちづくり

地域で安全に暮らせるよう、多くの人が集まる公共施設のバリアフリーを進め、外出しやすい環境に整備します。また、誰もがふれあいを通して楽しく暮らせるように、障害者と地域の人々との交流機会の拡大に努めます。

(i) 地域環境のバリアフリー

事業名	①公共環境の整備			
事業内容	・町内で最も利用客の多い寄居駅周辺のバリアフリー。			
	・公共施設内のバリアフリー。			
活動	寄居駅南口周辺のバリアフリー			担当課等 都市計画課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	中央通り線・寄居駅南口駅前広場のバリアフリー化	○	予備設計実施	事業認可予定
				平成 30 年度～32 年度 ・今後予定されている詳細設計においても、高齢者や障害者の利用を考慮し、関係法令、基準等に基づき、検討・設計を行う。

(ii) 地域コミュニケーションの醸成

事業名	①コミュニケーション支援			
事業内容	・地域生活支援事業の一環として実施、手話通訳者の派遣など。			
	・福祉の心を醸成するため、引き続きハンディキャップ体験学習などを実施。			
活動	意思疎通支援(地域生活支援事業)			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	利用者 8 人 延派遣件数 44 件	▽	利用者 4 人 延派遣件数 17 件	現計画どおり 継続
				平成 30 年度～32 年度 ・現計画どおり継続し、第 5 期障害福祉計画に定める。

活動	ハンディキャップ体験学習			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	一般1回／年 児童 20 回／年 交流 2 回／年	○	一般1回／年、 児童 19 回／年 交流 4 回／年	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続し、第 5 期 障害福祉計画に定める。
活動	啓発活動			担当課等	生涯学習課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 回／年	○	1 回／年	現計画どおり 継続	・合理的配慮の観点からも、必 要な場面で手話通訳などを活 用していく。

事業名	②交流機会の拡大				
事業内容	・地域の交流を深めるため、「ふれあい広場」を隔年で開催する。				
活動	障害者交流センターサロン開設			担当課等	健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	—	/	—	—	・障害者交流センターにサロン を開設し、障害者の交流機会 の拡大を図る。
活動	ふれあい広場の開催			担当課等	社会福祉協議会
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	参加者 3,500 人	○	参加者 3,500 人	開催なし	・現計画どおり継続し、第 5 期 障害福祉計画に定める。
活動	庁舎内コミュニケーションボードの設置			担当課等	総務課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	コミュニケーション ンボード設置	/	—	1 階フロア各 課窓口設置	・今後も「合理的配慮の提供」 に努める。

Ⅲ 総合的な支援体制の確立

基本方針「総合的な支援体制の確立」を実現するための施策及び事業の体系は、次のとおりとします。

基本方針	施策	事業
(1) 地域支援体制の構築	(i) 関連制度の周知	① 関連情報の提供
		② 訪問活動の強化
	(ii) 地域支援体制の構築	① 地域生活支援拠点等の整備
		② 障害児支援施設の整備
		③ 地域包括ケアシステムの構築
	(iii) マネジメント体制の強化	① 障害者総合支援法の円滑な運営
		② 相談体制の強化
		③ 一貫した支援協力体制の確立
	(2) 避難行動要支援者への支援	(i) 避難行動要支援者への支援
② 緊急時通報システムの整備		
③ 緊急通報用FAXの活用		
④ 避難行動要支援者の把握		

(1) 地域支援体制の構築

障害者やその家族が抱える生活の不安や問題の早期解決を促進するため、気軽に相談・助言が受けられるよう、相談窓口体制を充実し、合わせて関連制度の周知に努めます。

また、障害者一人ひとりの個性が社会に発揮できるよう、障害者総合支援法の円滑な運営を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育などが連携し、生涯を通して本人を応援できるマネジメント体制を整備します。

さらに、障害者が地域で安心して生活が出来るように地域生活支援拠点等の整備を検討し、地域包括ケアシステムの構築など地域支援体制の充実を図ります。

(i) 関連制度の周知

事業名	①関連情報の提供			
事業内容	・障害者のための制度・サービス・施設を解説したガイドを作成し、配布。			
活動	障害者福祉ガイド			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	作成・配布	■	—	現計画どおり 継続
	・総合支援法の一部改正に伴う制度改正に沿った内容に改訂するほか、基本的な防災知識や災害時の備えなどの内容を盛り込む。			
事業名	②訪問活動の強化			
事業内容	・民生委員・児童委員の訪問活動を通して、生活困窮障害者の問題解決を図るべく関係機関との連携体制を強化。			
活動	民生委員・児童委員とのケース検討会議の開催			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	随時	○	随時	現計画どおり 継続
	・現計画どおり継続する。			

(ii) 地域支援体制の構築

事業名	①地域生活拠点等の整備			
事業内容	・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点等の整備の検討。			
活動	地域生活支援拠点等の整備			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	拠点等整備の検討		—	—
	・障害保健福祉圏域自治体と連携を図りながら検討します。			

事業名	②障害児支援施設の整備				
事業内容	・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実。				
	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。				
	・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置。				
活動	児童発達支援センターの設置			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	—	—	—	—	・圏域内に 1 か所設置済みの為、利用の周知を図る。
事業名	③地域包括ケアシステムの構築				
事業内容	・精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置。				
活動	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	—	—	—	—	・設置に向け、検討する。

(iii) マネジメント体制の強化

事業名	①障害者総合支援法の円滑な運営(自立支援給付)				
事業内容	・障害者総合支援法を円滑に運営するため、自立支援給付等の利用手続き体制の充実を図るとともに、庁内体制を整備。				
活動	障害支援区分判定			担当課等 健康福祉課	
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	審査会 12 回/年	○	審査会 12 回/年	現計画どおり 継続	・現計画どおり継続する。
活動	計画相談支援				
活動	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	利用者 52 人/月	▽	利用者 29 人/月		

活動	地域移行支援				<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標に基づき、第5期障害福祉計画に定める。 ・現計画どおり継続する。
	活動指標	平成28年度(実績)		平成29年度	
	3人	△	—	—	
活動	地域定着支援				
	活動指標	平成28年度(実績)		平成29年度	
	3人	△	—	—	
活動	支給決定				
	活動指標	平成28年度(実績)		平成29年度	
	324人	▽	321人	現計画どおり継続	

事業名	②相談体制の強化(地域生活支援事業)				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 [健康福祉課、保健福祉総合センター、社会福祉協議会、寄居町障害者生活支援センター、地域生活支援センター(寄居町障害者交流センターでの出張相談を含む)、町内相談支援事業所] ・身体、知的、精神(発達障害、高次脳機能障害を含む)障害者に対する相談、助言、情報提供などの相談支援体制の充実に努めるほか、関係機関との連携を図る。 				
	活動	相談窓口(地域生活支援事業)	担当課等	健康福祉課	
活動	活動指標	平成28年度(実績)		平成29年度	平成30年度～32年度
	8か所	◎	10か所	現計画どおり継続	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画どおり継続する。
活動	障害者生活支援センター				
	活動指標	平成28年度(実績)		平成29年度	
	2か所	○	2か所	現計画どおり継続	

活動	ケース会議の開催				・現計画どおり継続する。
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	
	関係機関で随時	○	関係機関で随時	現計画どおり継続	

事業名	③一貫した支援協力体制の確立				
事業内容	・障害者一人ひとりの個性が社会に発揮できるよう、障害者への対応が人生の節目(入学・卒業・就職)で分断されることなく、一貫した支援体制を整備。				
活動	就学・進路指導と就学・進路先との打合せ			担当課等	教育指導課 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	1 回/年	○	1 回/年	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。
活動	チームケアの推進			担当課等	教育指導課 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度	平成 30 年度～32 年度
	ライフステージごとに	○	ライフステージごとに(随時)	現計画どおり継続	・現計画どおり継続する。

(2) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者である障害者が地域で安心して生活を送るために、災害時の安全確保と防犯のため、緊急通報体制の整備を図ります。

(i) 避難行動要支援者への支援

事業名	①地域防災・伝達体制の確立			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害者を避難・誘導する手順を確立するため、自主防災組織を育成。 ・災害情報の周知を徹底するため、聴覚障害者に対してはFAXを普及。 			
活動	自主防災組織の育成			担当課等 自治防災課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	67 行政区	▽	66 行政区	現計画どおり継続 ・現計画どおり継続する。
活動	聴覚障害者用FAXの普及			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	利用者 29 人 29%	▽	6 件 6%	現計画どおり継続 ・活動指標を利用者 10 人 10%に見直し、事業を継続する。
事業名	②緊急時通報システムの整備			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの重度身体障害者や老人の家庭での急病や事故等の緊急事態に備えて、緊急通報システムを整備する。 			
活動	緊急時通報システムの設置			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	95 台	○	97 台	現計画どおり継続 ・活動指標を 32 年に 101 人 に見直し、事業を継続する。

事業名	③緊急通報用FAXの活用			
事業内容	・聴覚・音声・言語機能に障害がある人への緊急時の連絡のため、警察・消防署に設置されているファックスの利用普及を図る。			
活動	緊急通報用FAXの啓発			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	継続	○	福祉ガイドに掲載	現計画どおり継続 ・現計画どおり継続する。

事業名	④障害者災害時支援用バンダナ配布			
事業内容	・障害者の方が災害時に必要な支援を受けられるよう、障害者手帳所有者等にバンダナを無料で配布する。			
活動	障害者災害時支援用バンダナ配布			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	—	/	—	— ・障害者手帳所有者等に配布する。

事業名	⑤避難行動要支援者の把握			
事業内容	・民生委員・児童委員による年1回の社会調査時に、避難行動要支援者の把握を行い、災害時の安全確保に努める。			
活動	避難行動要支援者の把握			担当課等 健康福祉課
	活動指標	平成 28 年度(実績)		平成 29 年度
	継続	/	年 1 回(832 名)	現計画どおり継続 ・現計画どおり継続する。

第3部 障害福祉計画等

第1章 障害福祉計画等の基本的な考え方

1 これまでの障害福祉計画と第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

「障害者総合支援法（旧 障害者自立支援法）」では、市町村は国の基本指針に即して「障害福祉計画」を定めることが義務付けられており、本町では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とした第1期障害福祉計画を平成19年3月に策定しました。

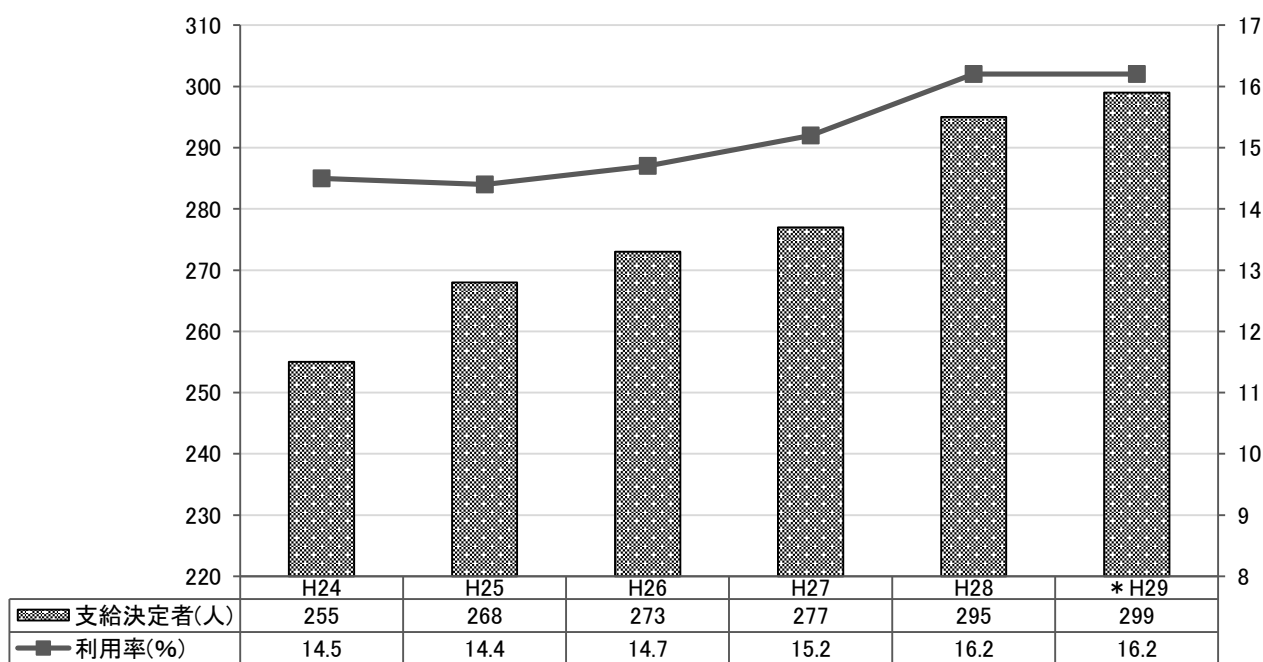
第2期障害福祉計画は平成21年度から平成23年度までを計画期間として、平成21年3月に策定、第3期障害福祉計画は平成24年度から平成26年度までを計画期間として、平成24年3月に策定、第4期障害福祉計画は平成27年度から平成29年度までを計画期間として、平成27年3月に策定しました。

第3部では、障害者の自立と社会参加を実現するために必要なサービスを計画的に提供するため、障害福祉計画で定めることとされている障害福祉サービスの目標値や見込量等について、本町の実情を踏まえ、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念に基づき、平成30年度から平成32年度を計画期間として、第5期寄居町障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 障害福祉サービス利用者の見通し

平成18年の「障害者自立支援法」の施行の年に支給決定を受けた指定障害福祉サービス利用者は、手帳所有者の8.9%に当たる140人でした。平成25年の「障害者総合支援法」の施行の年では、14.4%に当たる268人、平成28年10月1日時点では295人と平成18年の支給者の倍以上になっています。この間サービスの充実が図られるとともに、段階的に利用料負担の軽減措置が講じられたため利用率も高まり、障害者数の増加と相まって利用者は今後も拡大が見込まれます。

障害福祉サービス支給決定者数



年度	実績（年度末現在）				* H29 は 10 月 1 日現在	
	H24	H25	H26	H27	H28	* H29
障害者数(人)	1,764	1,855	1,855	1,819	1,820	1,843
支給決定者(人)	255	268	273	277	295	299
利用率(%)	14.5	14.4	14.7	15.2	16.2	16.2

第2章 平成32年度における数値目標等

国及び県における市町村障害福祉計画策定の基本的な指針では、障害者等の自立支援の観点から、「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するために、数値目標を設定することが求められています。本町のこれまでの実績や地域の実情に応じた数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。」とされています。

県の考え方では「地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。」とあり、設定しない理由として、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。」とされています。

本計画の策定にあたっては、第4期障害福祉計画に引き続き、施設入所を必要としている人や入所待機者が多く存在すること、待機者の状況や障害の重度化の状況等を考慮し、地域生活移行者数の数値目標値を6.7%（3人）として取り組みます。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数	45人	平成29年3月31日の施設入所者数
平成32年度末時点の入所者数	—	設定しない
【目標値】入所者削減見込	—	設定しない
【目標値】地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等への移行者数
【目標値】地域生活への移行割合	6.7%	

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域または町の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定するものです。

国の基本指針においては、「平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。」とされています。

また「平成32年度末までに町に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。」「医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。」「町単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。」としています。

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数について、本町では、退院可能な入院者数の推計ができないため、数値目標については国の基本指針による退院率を掲げます。

項目	数値	備考
【目標値】 平成32年度における入院後3か月時点の退院率	69%	国基本指針のとおり
【目標値】 平成32年度における入院後6か月時点の退院率	84%	国基本指針のとおり
【目標値】 平成32年度における入院後1年時点の退院率	90%	国基本指針のとおり

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定するものです。

国及び県の基本指針においては、「平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。」としています。

本町の実績は平成28年度に2人が一般就労しました。今後はさらに就労支援事業を強化し、就労移行者の増加を目指します。

国及び県の考え方では、「福祉施設から一般就労へ移行する者の増加を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとする。」とされています。

本町と近隣地域では、就労移行支援事業所数が決して豊富とは言えず、継続して充実させて行かなければならない事業の1つです。

これまでの実績と地域の実情を踏まえ、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数の数値目標値を10人として取り組みます。

項目	数値	備考
平成28年度一般就労移行者数	2人	平成28年度における一般就労移行者数
【目標値】 平成32年度一般就労移行者数	3人	
【目標値】一般就労移行の増加割合	50%	

項目	数値	備考
平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数	5人	平成29年3月31日の就労移行支援事業利用者数
【目標値】平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数	10人	
【目標値】就労移行支援事業利用者の増加割合	150%	

4 地域生活支援拠点等の整備について

国の基本指針では、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害者等の地域生活支援をさらに推進する観点から、居住支援に求められる機能として

- 地域移行、親元からの自立等に係る相談
- 一人暮らし、グループホーム等への入居体験の機会及び場の提供
- ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入・対応
- 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- サービス拠点、コーディネーターの配置等による地域の体制づくり

が挙げられています。これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進するために、国の考え方では「平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とされています。

県の考え方でも「国の基本指針のとおり。」とされていることから、福祉保健圏域での設置を含め、関係機関と連携しながら検討します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については町を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、引き続き、障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

国による障害児支援の施設整備目標として、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に1ヵ所以上確保することとされています。これらの施設は、町内及び圏域内に整備されていますが、適切な支援が受けられるよう努めます。

第3章 障害福祉サービス見込量

1 障害者総合支援法等に基づくサービス内容

障害者総合支援法に基づき提供されているサービスは大きく分けて、①全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、②地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。

障害者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、計画的なサービス提供体制の充実を図ります。

〈自立支援給付〉

区分	サービス名	サービス内容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動の補助を行うサービスです。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。
	短期入所 (ショートステイ) (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事、着替え等の介助などを行うサービスです。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事、着替え等の介助および生活等に関する相談、助言、健康管理などの支援を行うサービスです。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型＝雇用型・ B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
	就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
相談支援事業	計画相談支援 (サービス利用支援・ 継続サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立支援医療	更生医療: 障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。(18歳以上) 育成医療: 生活能力を得るために必要な医療を給付します。(18歳未満) 精神通院医療: 精神疾患に対する通院医療を給付します。	
補装具費	義肢や車椅子などの購入に際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。	

〈児童福祉法関係〉

区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

〈発達障害者等に対する支援〉

区分	サービス名	サービス内容
発達障害者支援	発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために地域協議会の開催を行います。
	発達障害者支援センターによる相談支援	発達障害児(者)とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児(者)とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行うサービスです。

発達障害者支援	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	地域支援機能の強化を図るため、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、町・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を行うサービスです。
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーについて、家族支援のための人材育成及び当事者の適応力向上のための人材育成を行うサービスです。

〈地域生活支援事業〉

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	障害者相談支援事業	障害者、その家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	医療的ケア児に対する関連分野支援事業	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対し、制度利用を支援し権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する等、障害者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または修理します。
必須事業	手話奉仕員養成研修事業	町民の障害に対する理解を深めるため、また障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るようにするために、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
	生活訓練等事業	通所により日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
	日中一時支援事業	障害者には日中の活動の場を提供し、介助している家族には一時的な休息を提供します。
	保育所巡回支援専門員整備	発達障害児等の福祉の向上を図るため、有識者が町内の保育所を巡回し、障害が気になる子の早期発見・早期対応のための支援を行います。
	自動車運転免許取得費補助事業	障害者の社会参加と自立を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に要した費用を助成します。
	自動車改造費補助事業	障害者の社会復帰の促進を図るため、自動車に必要な改造をするための費用を助成します。
	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業、自立訓練事業等を利用して人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	就職支度金支給事業	就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用して就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ることを目的とした事業です。
	知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行います。

2 指定障害福祉サービス見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	432時間	615時間	707時間 (1,005時間)	946時間	1,012時間	1,078時間
重度障害者等包括 支援	36人	39人	45人 (43人)	43人	46人	49人

現に利用している者の数、障害者等のニーズなどから利用者数の伸び分を加えたものを推計し算出された利用人員に、平均利用時間を乗じたものを見込量としています。

居宅介護、重度訪問介護の利用実績は時間数が増加傾向にあります。

第4期障害福祉計画における計画値は43人、1,005時間で、実績が計画を下回っていますが、第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)では計画値を49人、1,078時間とし、サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
生活介護	1,619 人日分	1,633 人日分	1,870 人日分 (1,650 人日分)	1,677 人日分	1,699 人日分	1,721 人日分
	82人	83人	85人 (75人)	81人	82人	83人
自立訓練 (機能訓練)	13人日分	9人日分	22人日分 (44人日分)	44人日分	44人日分	44人日分
	1人	1人	1人 (2人)	2人	2人	2人
自立訓練 (生活訓練)	7人日分	0人日分	44人日分 (44人日分)	44人日分	44人日分	44人日分
	2人	0人	2人 (2人)	2人	2人	2人
就労移行支援	43人日分	97人日分	151人日分 (132 人日分)	132人日分	154人日分	176人日分
	3人	5人	7人 (6人)	6人	7人	8人
就労継続支援 (A型)	106人日分	148人日分	161 人日分 (176 人日分)	154人日分	176人日分	176人日分
	6人	8人	9人 (8人)	7人	8人	8人
就労継続支援 (B型)	1,809 人日分	1,920 人日分	2,305 人日分 (2,112 人日分)	2,121 人日分	2,266 人日分	2,354 人日分
	93人	96人	102人 (96人)	99人	103人	107人

就労定着支援				6人	7人	8人
自立生活援助				0人	0人	1人
療養介護	9人	9人	9人 (10人)	10人	10人	10人
短期入所 (福祉型)	75人日分	55人日分	82人日分 (150 人日分)	100人日分	120人日分	150人日分
	11人	9人	13人 (15人)	10人	12人	15人
短期入所 (医療型)				0人日分	0人日分	10人日分
				0人	0人	1人

現利用者数、ニーズ等を勘案して見込量を算定することとされています。

自立訓練については、地域移行分等を加味し、就労移行支援と就労継続支援(A型)は新卒者等新規分を加味することとされています。

自立訓練(生活訓練)は、今後も大幅に増加する可能性は少ないため、自立訓練(機能訓練)と同数としました。療養介護はほぼ計画通りです。短期入所(福祉型)は、計画値を下回っており、現利用者数を勘案し見込みました。

○居住系サービス

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助 (グループホーム)	29人	36人	43人 (28人)	31人	34人	37人
施設入所支援	46人	47人	47人 (45人)	46人	47人	48人

共同生活援助(グループホーム)は、施設から地域移行の目標達成を見込み、新卒者等も考慮することとされているため現利用者を基に見込みました。

また、施設入所支援は、真に必要と判断される人数を見込むこととされているため現利用者を基に見込みました。

○相談支援

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援 (人/月)	21人	24人	25人 (52人)	28人	32人	36人
地域移行支援 (人/月)	0人	0人	0人 (3人)	0人	0人	1人
地域定着支援 (人/月)	0人	0人	0人 (3人)	0人	0人	1人

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもので、平成32年度には36人/月の利用者を見込むこととします。

地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

地域定着支援は、地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとされています。

○児童福祉法関係

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	312 人日分	418 人日分	430 人日分 (338 人日分)	440 人日分	450 人日分	460 人日分
医療型児童発達支援	0人	0人	0人 (1人)	1人	1人	1人
障害児相談支援	18人	27人	28人 (12人)	28人	30人	32人

居宅訪問型児童発達支援				0 人日分	0 人日分	4 人日分
福祉型児童入所支援				0人	0人	0人
医療型児童入所支援				1人	1人	1人
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数				0人	0人	1人

児童発達支援・放課後等デイサービス等については、これまでの実績から平成32年度の見込を460日分人とし、サービスの充実を図り、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう利用の促進に努めます。

3 地域生活支援事業見込量

地域生活支援事業の必要量を見込むに当たっては、利用実績に基づきながら、事業の実施見込みや新規利用者予測などにより算定しています。

(1) 相談支援事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所 (2か所)	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所 (1か所)	1か所	1か所	1か所

本町では相談支援事業として、身体及び知的障害に関する寄居町障害者生活支援センター「とも」、精神障害に関する地域生活支援センター「向陽」へ委託し実施しています。今後も身近な相談機関として充実を図り、また中立・公平な相談支援事業を継続していきます。

地域自立支援協議会については、熊谷市、深谷市と共同設置した「大里地域自立支援協議会」において、地域における障害者等への支援体制及び地域の実情に応じた体制の整備についての協議、関係機関との連携など、障害のある方が地域において安心して暮らせるように努めます。

なお、基幹相談支援センターの設置について、引き続き検討していきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	2人	1人	1人 (1人)	1人	1人	1人

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するため、成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図り、権利を擁護する制度として利用者ニーズを的確に把握し、事業を進めます。

また、平成29年10月に社会福祉協議会へ設置した成年後見支援センターにおいて、制度の普及啓発を行うとともに、社会福祉協議会が行う法人後見業務を支援します。

(3) 意思疎通支援事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業 (利用件数)	28件	17件	25件 (44件)	44件	52件	60件

利用件数は、年度によりばらつきがありますが、意思の疎通が困難な方に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の仲介をするために今後も利用促進を図ります。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	0人	0人	0人 (20人)	2人	2人	2人

埼玉県が実施する手話奉仕員養成研修に受講希望者を派遣します。

(5) 日常生活用具給付等事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
①介護・訓練支援用具 (件/年)	1件	4件	1件 (1件)	1件	1件	1件
②自立生活支援用具 (件/年)	5件	4件	4件 (8件)	8件	8件	8件
③在宅療養等支援用具 (件/年)	2件	4件	4件 (10件)	10件	10件	10件
④情報・意思疎通支援用具 (件/年)	5件	4件	4件 (10件)	10件	10件	10件
⑤排せつ管理支援用具 (件/年)	619件	606件	600件 (850件)	850件	850件	850件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (件/年)	0件	1件	1件 (1件)	1件	1件	1件

日常生活用具給付は横ばいで推移しています。第4期障害福祉計画における日常生活用具給付等事業全体としての計画値は880件で、今後も同様の推移が見込まれることから、第5期障害福祉計画では計画値を880件とし、制度の周知を図り適切に利用促進を図ります。

(6) 移動支援事業

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業 (利用者数)	5人	6人	8人 (10人)	8人	8人	8人
移動支援事業 (延べ利用時間)	374時間	85時間	100時間 (949時間)	85時間	99時間	113時間

利用者数は横ばいですが、延べ利用時間は実利用者の利用時間の変動があるため減少を見込みました。社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出機会の確保のため、サービスの提供に努めます。

(7) 地域活動支援センター

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター 設置数	2か所	2か所	2か所 (2か所)	2か所	2か所	2か所
地域活動支援センター 利用者数(人/月)	10人	11人	11人 (15人)	15人	15人	15人

(8) 日常生活支援事業（任意事業）

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス 利用者数(人)	2人	2人	2人 (3人)	2人	2人	2人
延べ利用回数(回/年)	102回	100回	100回 (156回)	100回	100回	100回
生活訓練等事業 利用者数(人)	2人	0人	2人 (2人)	2人	2人	2人
日中一時支援事業 利用者数(人)	5人	6人	6人 (4人)	6人	6人	6人

本町での訪問入浴サービスは、1回/週となっています。対象者が限られているため、利用者数は、現利用者数を基に見込むこととします。

生活訓練等事業、日中一時支援事業は安定的に推移しています。今後も、制度の周知を図り利用拡大に努めます。

(9) 巡回支援専門員整備事業（任意事業）

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
配置保育所数	4か所	11か所	10か所 (-)	9か所	9か所	9か所
延べ訪問回数	8回	22回	20回 (8回)	18回	18回	18回

発達障害等に関する知識を有する専門員が町内の保育所を巡回し、障害が気になる子の早期発見・早期対応のための支援を行う、巡回支援専門員整備事業が地域生活支援事業に加わりました。町立保育所4か所を年2回訪問しています。

(10) 社会参加支援事業 (任意事業)

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得費補助金	3人	2人	2人 (2人)	2人	2人	2人
自動車改造費補助金	2人	1人	2人 (2人)	2人	2人	2人

(11) 就業・就労支援事業 (任意事業)

サービス	実績		見込			
	27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
更生訓練費	0人	0人	0人 (2人)	2人	2人	2人
就職支度金	0人	0人	0人 (2人)	2人	2人	2人
知的障害者職親委託事業	0人	0人	0人 (2人)	2人	2人	2人